

‘象牙印章流通の裏側’

日本における象牙の国内流通管理と
「種の保存法」の問題点



坂 元 雅 行
認定 NPO 法人トラ・ゾウ保護基金



'象牙印章流通の裏側'

日本における象牙の国内流通管理と
「種の保存法」の問題点

坂 元 雅 行
認定 NPO 法人トラ・ゾウ保護基金 事務局長
弁護士

発行：認定 NPO 法人トラ・ゾウ保護基金
2013 年 3 月



Japan Tiger and Elephant Fund

5F Suehiro Bld., Toranomon 2-5-4, Minato-ku, Tokyo 105-0001, Japan
Tel: +81-3-3595-8088 Fax: +81-3-3595-8090
E-mail: hogokikin@jtef.jp URL: http://www.jtef.jp

© 2013 坂元雅行・認定 NPO 法人トラ・ゾウ保護基金
この発行物のいかなる部分も許可なく複製、転載することを禁じます。

謝 辞

本報告書の作成に当たり象牙取引にかかる最新データの提供に御協力いただいた、環境省および経済産業省のご担当に感謝申し上げる。

また、本報告書の英語訳に御協力をいただいた、トラ・ゾウ保護基金翻訳ボランティアの石原洋子氏、加藤哲子氏、瀧口暁子氏に感謝申し上げる。

最後に、この報告書を、地上最大の哺乳類を救うために、現場で限界を超えて献身するアフリカのレンジャーの皆さんに捧げたい。

目 次

要約（日本語版）	5
緒言	10
第Ⅰ章 タカイチ事件.....	11
I.1 タカイチ象牙違法取引事件の発覚.....	11
I.2 日本最大の象牙印章製造業者タカイチ.....	11
I.3 はびこる無登録象牙の取引.....	14
第Ⅱ章 2005～2010年に、日本市場を流通した象牙印章の出所.....	15
II.1 2005から2010年までの間にタカイチが5つの取引先から仕入れた無登録象牙の量	15
II.2 正規に印章製造に消費された登録牙の量との比較.....	18
II.3 タカイチが無登録象牙から製造して流通させた象牙印章の数量.....	20
第Ⅲ章 日本における象牙の流通.....	22
III.1 日本国内の象牙在庫・流通の全体像.....	22
III.2 象牙の在庫量.....	24
III.2.1 登録ホール・タスク	24
III.2.2 届出カット・ピース	25
III.2.3 届出象牙印章	26
III.3 象牙の価格	27
III.3.1 未加工象牙(ホール・タスク、カット・ピース)	27
III.3.2 象牙印章（卸値）	29
第Ⅳ章 後を絶たない日本への象牙密輸.....	31
IV.1 輸入差止件数	31
IV.2 象牙密輸に関する刑事事件	33
IV.3 輸入が差し止められた象牙の主要な輸出国	35
IV-4 日本から中国への象牙の密輸出	35
第Ⅴ章 日本の国内流通管理は、決議 Conf.10.10(COP15 改正)の定める全ての必要条件を みたすか？.....	36
V.1 CITES事務局による日本の国内流通管理に対する検証と常設委員会による「取引相手国」 への指定の経過	36
V.2 象牙取引事業者の「登録または免許」と登録事業者の数	38

V.2.1	日本の国内法に基づく象牙取引事業に関する事項の届出.....	38
V.2.2	2005～2006年におけるCITES事務局による検証結果.....	38
V.2.3	象牙取引業者は、単に事業に関する事項の届出が義務づけられるに過ぎず、「登録」ないし「免許」されるものではない。そのため、監督官庁が取消権限を持つ「登録」または「免許」がされる場合と異なり、業者の違反行為を理由に業務を完全に禁止することができない。	38
V.2.4	違反行為をした象牙取引事業者に対する行政命令に課される法令上の制約....	39
V.2.5	届出促進の停滞.....	42
V.2.6	小括.....	42
 V.3	 個人的な象牙の所有	43
V.3.1	日本の国内法に基づく未加工象牙の取引規制.....	43
V.3.2	2005～2006年におけるCITES事務局による検証結果.....	44
V.3.3	CITES事務局による検証が終了して4年が経過した後、「個人的な象牙の所有」が違法取引を生み出す巨大な温床となっている実態が明らかとなった。	44
V.3.4	無登録象牙の登録牙へのロンダリングの横行.....	44
V.3.5	登録規模：「個人的な象牙の所有」在庫から登録牙在庫への正規加入.....	45
V.3.6	未加工象牙登録手続の欠陥.....	45
V.3.7	小括.....	50
 V.4	 象牙の流通を監視するために構築されるデータベース.....	50
V.4.1	日本において「象牙の流通を監視するために構築されるデータベース」	50
V.4.2	2005～2006年におけるCITES事務局による検証結果.....	51
V.4.3	台帳上の情報を入力するデータベースの設計内容 (CITES事務局による検証当時)	52
V.4.4	台帳データベース運用の現状.....	52
V.4.5	ホール・タスクデータベースと台帳データベースとの連携の欠如.....	53
V.4.6	台帳データベースの機能が一部しか実現していないことの弊害.....	54
V.4.7	小括.....	54
 V.5	 任意の認定スキーム	55
V.5.1	認定スキームの概要.....	55
V.5.2	2005～2006年におけるCITES事務局による検証結果.....	55
V.5.3	任意の認定スキームは、「理想的でない」だけでなく、出所不明の未加工象牙から製造された製品流通を助長するおそれがある	56
V.5.4	小括.....	57
 V.6	 結論と提言	
	—日本の国内法および国内流通管理は、決議 10.10 の定めるすべての必要条件を満たすか—	57
	引用文献.....	59

要約（日本語版）

本報告書の意義

本報告書「象牙印章流通の裏側」日本における象牙の国内流通管理と『種の保存法』の問題点は、日本最大の象牙業者タカイチによる無登録象牙取引事件を事例として、日本における象牙の国内流通管理の問題点を詳細に分析したものである。

分析に当たっては、タカイチ事件の公判の傍聴記録、情報公開法等に基づいて網羅的に入手した関連行政情報、著者が関与した過去10年以上に及ぶ象牙国内取引に関するフィールド調査のデータを総動員した。

その結果、国内流通管理の問題を引き起こしている原因には、経済産業省が管理するデータベースが計画倒れになっているなど運用レベルのことがらも含まれるが、多くは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」の制度的な不備であることが判明した。

タカイチ事件

2011年5月11日、日本最大の象牙印章製造販売会社タカイチ（大阪市天王寺区）の元会長で日本象牙美術工芸組合連合会元会長のKT（当時79歳）およびその長男で同社社長のMT（当時49歳）が、法律上義務づけられている登録がされていない象牙（全形を保持したもの）を譲り受けたとして、警視庁に逮捕された。その際、象牙をタカイチ社に譲り渡した古物業者2名も逮捕されている。

その後の捜査により、タカイチは、2010年（平成22年）3月から6月までの間に、前記の古物業者2名を含む4名（1つの会社を含む）および象牙製品製造業者1名の計5つの仕入れ先から、計58本（509.45kg）、購入額計19,572,716円の無登録象牙を仕入れていたことが発覚した。公判では、タカイチが本格的に無登録象牙を買い取っていたのは、2005～2010年の5年間であることが明らかにされている。

これらの犯行にかかわった者らは全員公判請求され、2011年9月までに全員執行猶予付の懲役刑を言い渡された。

タカイチ事件によって、どれほどの規模の出所不明の象牙が日本の印章市場に流れたのか？

－正規に印章製造に消費された登録牙の量との比較－

2005～2010年に登録票が返納され、加工されたと考えられる象牙の本数／重量は、2,339本／28,866kgである。

日本におけるすべての象牙製品のうち印章製造に用いられるものの割合は80%と考えられている。この割合にしたがうと、2005～2010年の期間において象牙印章製造に消費された登録象牙は、本数にして1,871本、重量にして23,093kgということになる。これを印章の本数に換算すると577,250本（年平均115,450本）となる。

一方、タカイチが2005-2010年に5ルートから取得され、印章に加工されて市場に出回ったと考えられる無登録象牙は、572～1,622本（5,580～15,770kg）と推定された。

これは、上記印章製造に消費された登録象牙1,871本（23,093kg）に対し、本数にして31～87%、重量にして24～68%もの量に相当する。

また、印章換算で見れば、2005～2010年の期間、多ければ47万3千本（年平均9万4千本）もの象牙印章が、タカイチが違法に取引した出所不明の象牙から製造され、日本市場を流通していたことになる。

日本における「表」の象牙市場・流通の規模と「裏の」象牙市場・流通

日本の国内市場を見ると、象牙印章は依然として小売店で一番に推奨される印材であり、実際、環境省・経産省に届出をした事業者が保有する在庫印章の総量は、2007年から2010年にかけて75万本以上で安定して推移している。この数字は年間消費量を意味するわけではないが、象牙印章の市場規模がそれなりの大きさを維持し、しかも安定していることを示唆している。

印章製造を支える未加工象牙の在庫状況を見ても、登録された全形を保持した牙の累積在庫量は、登録制度開始当初の1995～1996年の約81トンよりも増え、2010年末時点では約122トンとなっている。現行法上、全形牙の「登録」は、譲渡しをしようとする場合に義務づけられることになっていることから、その在庫量はそれだけの規模の未加工象牙市場の存在を意味している。さらに、これとは別に、象牙取引事業者が届け出ている切断された牙が、2010年3月末時点では60.8トン在庫されている。

「タカイチ事件」は、象牙業界最大の実力者が法を無視して出所が不明の全形牙を国内で大量に買い漁っていることを明かにした。このことは、上記の「表」の象牙市場・流通が相当規模に加えて、裏の市場・流通が存在し、さらに「象牙業界が、法を無視しても、相当量の象牙を確保しようとしていること」を改めて示したものであった。ここに、日本の象牙市場が海外からの違法象牙に手を出しかねないという危惧がもたれる理由がある。

税関が把握した象牙輸入の試みは、「輸入差止め実績」という形で記録されている。その件数は、ここ数年、多いとは言えず、規模も大きいとは言えない。そのことから、現在では、違法象牙の多くが中国を目指していると考えられている。しかし、日本に存在する「裏」の象牙市場は相当量の象牙を求めており、将来何らかの事情で中国市场における価格の下落などの変化が生じた場合、数年前まではそうであったように、違法象牙が日本に行き先を変更する可能性は十分ある。

種の保存法に基づく象牙の国内流通管理の問題点

現行種の保存法に基づく象牙の国内流通管理は、業の届出制度（特定国際種事業制度）、個々の象牙の譲渡規制、象牙製品の認定制度の3つの柱で構成されている。

→表の「種の保存法に基づく日本の象牙国内流通」参照

タカイチ事件は、決して特異な事件ではない。現行制度は、象牙の国内取引を行う業者らによる出所不明の象牙取引を容易に許してしまうような制度になってしまっているのである。その問題点は数多い。

→表の「日本の法令および国内象牙流通管理の問題点」参照

これら現行制度がかかえる問題点のいくつかは、タカイチ事件で具体的に現実化している。

→表の「タカイチ事件における現行制度の問題点のあらわれ」参照

この現行種の保存法に基づく象牙の国内流通管理は、ワシントン条約決議Conf.10.10（COP15改正）を充足しているものとも到底いえない。

種の保存法改正に関する提言

- ・特定国際種事業を登録制とし、登録の実施、拒否、更新、変更の届出、廃業等の届出、登録の抹消、標識の掲示、登録の取消し等及び特定国際種事業者登録簿の閲覧に関する規定を定めること。

<理由>

現行法上、特定国際種事業を行なう者は、単に事業に関する事項の届出が義務づけられるに過ぎない。そのため、監督官庁が取消権限を持つ「登録」がされる場合（動物愛護法上の「動物取扱業者」）と異なり、業者の違反行為を理由に業務を完全に禁止することができない。また、個体等の登録制度に関する違法行為（無登録譲渡、虚偽登録、登録票のみの譲渡など）は、現行法上、業務停止命令の理由にならない。

このように、現行法の下では、特定国際種事業者に対し、実効性のある規制を及ぼすことができず、法令違反行為等に対する抑制が十分に働いているとは言い難い。そこで、登録制度を導入することによって、特定国際種事業者に対する監視を強化し、登録取消を含む実効的な規制を及ぼすことで、その適正化を図る必要がある。

- ・登録要件を備えた原材料器官等から製造されたことを「認定する」制度について、
 - －認定がされない製品の譲渡しを禁止すること。
 - －認定の実施に関する手続規定を定めること。
 - －認定を受けた製品の譲渡し又は引渡しは、当該認定に係る標章（認定の事実を表示するシール）とともにしなければならないものとすること。
 - －標章は、その標章に係る認定を受けた製品とともにする場合を除いては、譲渡し等をしてはならないものとすること。

<理由>

現行法上、認定の申請は任意である。つまり、認定の有無にかかわらず、製品は合法に販売できるので、合法な原材料由来の製品との識別をはかる効果がない。認定申請は義務化されるべきである。

また、認定の義務化を実効あらしめるために、所要の手続の定めが必要である。

現行法上、標章を無認定製品とともに販売することは、それに「取り付け」ない限り禁止されない（法第33条の7第4項）。そのため、無認定の製品がたとえ違法に仕入れられた無登録の原材料から製造されたものであっても、他の製品のために交付された標章とともに販売することは合法ということになる。

標章のみを取引することが禁じられていない。そのため、違法行為を行っている製造業者は、いくばくかの隠れ蓑の効果を狙って、他の製造業者から認定シールを買い取ることもできる。この標章に対する法律上の取扱いは、個体等の登録票のみを取引することが禁止されている（法第21条第3項）のとは明確に異なっている。

- ・国際希少野生動植物種の個体等の占有者は、占有を開始してから6月以内に、環境大臣に届け出なければならないものとすること（ただし、改正法施行日から3年間は、届出を認める）。

<理由>

現行法に基づき、国際希少種の個体等を譲り渡す際は、登録要件の存在を示して登録申請しなければならず（法第20条第1項）、手数料も納付しなければならない（法第29条第1項）。このような負担を伴う行為は、法的に強制されない限り避けられがちになる。その結果、登録されない在庫が国内に存在し、違法な流通の温床になるおそれがある。

そこで、登録なく所持されている個体等を網羅的に把握することにより、非合法的流通の温床を縮小することが必要となる。

- ・国際希少種の個体等の登録要件に、期間内の届出を加えること。

＜理由＞

届出制度の実効性を高めるために、占有者が事後、個体等を譲渡しようとする際の登録要件に、あらかじめ届出がなされていることを加えるべきである。

- ・個体等の譲渡し規制の対象について、特定器官（全形が保持されていない器官）のすべてを除外するのではなく、象牙については、重量が1kg以上かつ最大寸法が20センチメートル以上のものを含めること。

＜理由＞

無登録牙を所持する者がその一部を分割することによって、規制をまぬかれてしまうことを防止する必要がある。また、日本で発覚した大量の未加工象牙密輸事件においては、牙はいずれも切断されており、それらのカット・ピースが正規の流通に紛れ込むおそれを防止しなければならない。重量が1kg以上かつ最大寸法が20センチメートルの象牙は、ワシントン条約の決議において、マーキングが義務づけられており、登録の対象として適切といえる。

- ・国際希少野生動植物種の個体等の登録において、登録の要件、実施（申請において、登録要件を具備していることを証明するために公的機関が発行又は確認する証明書を提出すること、登録と引き換えにする個体識別とその表示を行なうこと等）、拒否、更新、変更の届出、登録の取消し及び抹消に関する規定を定めること、登録を受けた者による個体等の適正な取扱いを適正化するため、それらの者を報告徴収及び立入検査の対象に含めること。

＜理由＞

- ・登録要件が具備されているかどうかを厳格に審査することで、虚偽登録を防止することが必要。そこで、登録申請において公的機関が発効した証明書等を必要的な添付書類とする必要がある。
- ・登録票の付け替えを防止するため、登録時において個体の同一性を示す登録番号等を個体等上に表示、事後もその同一性を容易に確認できるようにする（マーキング、マイクロチップの埋め込み等、個体等の性質に応じた具体的方法は政令で定める）。
- ・国際希少種の違法な国内取引（本法違反）や国際希少種の違法な輸出入の再犯を防止するため、それらの違反行為（本法、外為法違反又は関税法違反）等を行なって処罰された者の登録申請は拒否できるものとし、登録後にそのような事態が発生した場合には、報告徴収、立入り検査によって事実を確認の上、登録を取消して以降の譲渡し等を禁止できるものとする必要がある。

緒　言

日本国内で象牙印章を取り扱うとして政府に届け出ている小売業者の数は、10,383 にのぼり、それらの業者だけで 364,006 本の在庫印章を保有している(2009 年 3 月末時点)(METI, 2012 b)。実際、日本では、印章専門店やオフィス用品店で、誰でも象牙印章が販売されている様子を目にすることができる。

現在、象牙の国際取引は禁止されている。では、日本で販売されている印章の原材料となった未加工象牙は誰が、いつ、どのようにして入手したものなのであろうか。

日本の法令上、合法的に国内を流通させることができる未加工象牙は、国際取引が禁止された 1990 年 1 月 18 日以前に輸入されまたは日本国内で取得されたもの(以下「条約適用前取得在庫」という)、または取引禁止後に附属書Ⅱ掲載個体群のゾウの牙として輸入されたもののみである。後者に該当するのは、1999 年および 2009 年に、それぞれ条件付の 1 回限定で輸入された象牙である(以下「条件付 1 回限定輸入在庫」という)。これらの出所をもたない象牙の販売は違法である。

問題は、出所不明の象牙=違法な出所を持つ疑いの残る未加工象牙の流通の規模がどの程度で存在しているのか、ということである。それに応じて、日本の店頭に並ぶ象牙印章の出所についても想像がつく。

日本は、第 12 回 CITES 締約国会議で承認された条件付 1 回限定輸入について、第 54 回 CITES 常設委員会において取引相手国に指定されている。これは、「輸入象牙が再輸出されないこと並びに輸入象牙の国内製造及び国内取引について決議 Conf.10.10 (COP12 改正) の定めるすべての必要条件にしたがった管理を確保するに足る国内法及び国内流通管理を有する」(CITES 附属書 *Loxodonta africana* (アフリカゾウ) の項に付された注釈 ii)) と判断された結果である。

しかし、象牙国内流通管理のための制度が想定しない出所不明の象牙の流通が相当規模で存在し、しかもそれが「国内法および国内流通管理」の問題に起因するものであったとしたらどうであろうか。

もしそうなら、もはや「国内法及び国内流通管理」によって「輸入象牙の国内製造及び国内取引について決議 Conf.10.10 (COP12 改正) の定めるすべての必要条件にしたがった管理」が確保されるとは言えない。

2011 年、この懸念を裏付ける事実が明らかとなった。

第Ⅰ章 タカイチ事件

I.1 タカイチ象牙違法取引事件の発覚

2011年5月11日、象牙印章製造販売会社タカイチ（大阪市天王寺区）の元会長で日本象牙美術工芸組合連合会元会長のKT（当時79歳）およびその長男で同社社長のMT（当時49歳）が、法律上義務づけられている登録がされていない象牙（全形を保持したもの）を譲り受けたとして、警視庁に逮捕された。その際、象牙をタカイチに譲り渡した古物業者2名も逮捕されている。

その後の捜査により、タカイチは、2010年（平成22年）3月から6月までの間に、前記の古物業者2名を含む4名（1つの会社を含む）および象牙製品製造業者1名の計5つの仕入れ先から、計58本（509.45kg）、購入額計19,572,716円の無登録象牙を仕入れていたことが発覚した。

これらの犯行にかかわった者らは全員公判請求され、2011年9月までに全員執行猶予付の懲役刑を言い渡された（表I-1）。

表 I-1：タカイチ事件に関与した刑事被告人らに対する宣告刑

被告人	タカイチに譲渡された無登録象牙の本数(重量)	購入額計	宣告刑（東京地方裁判所）
KT, 副タカイチ元会長	58 (509.45kg)	19,572,716円	・懲役1年執行猶予3年 ・象牙58本没収
MT, 副タカイチ社長	↑	↑	懲役10月執行猶予2年
副タカイチ	↑	↑	罰金100万円
古物商1(A1)	25(258.00kg)	10,466,976円	懲役6月執行猶予3年
(株)浦美術館 (A1が経営する会社)	↑	↑	罰金50万円
古物商2(A2)	11 (68.92kg)	2,316,280円	懲役6月執行猶予3年
古物商3(A3)	8 (63.85kg)	2,344,520円	懲役6月執行猶予3年
古物商4(A4)	7 (48.76kg)	1,736,660円	懲役6月執行猶予2年
MK, 象牙製造業者	7 (69.92kg)	2,708,280円	懲役6月執行猶予2年

Sakamoto M. (2011) a, Memo on court hearing on 16th and 26th Aug. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.945) (in Japanese)

Sakamoto M. (2011) b, Memo on court hearing on 9th Aug. and 5th Sep. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.1192) (in Japanese)

Sakamoto M. (2011) c, Memo on court hearing on 15th and 20th Jul. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.947) (in Japanese)

Sakamoto M. (2011) d, Memo on court hearing on 11th Jul. and 8th Aug. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.816) (in Japanese)

Sakamoto M. (2011) e, Memo on court hearing on 9th and 10th Aug. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.1194) (in Japanese)

I.2 日本最大の象牙印章製造業者タカイチ

タカイチは、KTが1967年（昭和42年）に設立した象牙印章製造販売会社である（1997年に現在の商号へ変更）。設立当初は磨き牙やパイプを主力商品としていたが（Anon., 2007）、その後、象牙印章が完全に主力商品となる。それ以外に、象牙美術品や家畜の牛や羊の角から製造した印章の製造販売も行っている（タカイチ ウェブサイト<http://www.in-shop.co.jp/takaichi/>）。

タカイチは創業当初、原材料象牙を香港から輸入していたが、やがて買い付け先をヨーロッパ、さらにはアフリカへと拡大していった（Anon., 2007）。タカイチの年商は、1989年（平成元年）の象牙取引禁止前にはピーク時で23億円にもなっている（同上）。

KTは「日本最大の（印章）製造業者」“Japan's biggest manufacturer of (ivory) hanko”であり

(Chadwick, 1992)、「タカイチは国内の象牙販売のトップ企業。KTは国内象牙流通の実力者」(2011年5月12日 産経新聞)、「タカイチは業界の最大手、リーダー」(Sakamoto, 2011 a.)である。そして、タカイチの変遷は「象牙業界の歴史そのものとさえ言える」(Anon. 2007)。

タカイチは、当然のことながら、1999年および2009年に実施された2回の条件付1回限定輸入にも参加しており(Anon. 2007, Anon. 2009)、2009年の1回限定輸入に際しては日本が確保した39トン中5トンを輸入している(Sakamoto, 2011 a.)。

KTは、日本象牙美術工芸組合連合会副会長、会長、顧問を歴任した(Sakamoto, 2011 a)ほか、日本軽工業品輸入組合 象牙部会長、大阪象牙美術工芸協同組合 理事長、関西印判用品製造家連盟 理事長、西日本印判用品商工連合会 会長等を歴任している(Chadwick, 1992, Anon. 1999 b, Anon. 2002)。

KTは、象牙業界を代表して、第5回会議以降、CITES締約国会議に参加するようになった。第15回締約国会議には、息子のMTが出席している(Takaichi, 1992, List of Participants of Fifteenth meeting of the Conference of the Parties, CITES)。

さらに重要なのは、KTが、日本政府による象牙国内流通管理体制の整備に、業界を代表して参加してきた事実である。

日本の象牙国内流通管理の根拠となる法律は、1993年から施行されている「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(以下「種の保存法」という)である("9", SC54 Doc.26.1 (Rev.1))。この法律に基づき象牙の国内取引を監督する官庁は環境庁(現:環境省)および通商産業省(現:経済産業省)である(種の保存法第33条の2第1項、種の保存法施行令第5条の4)。種の保存法および同法施行令は、次のとおり数次の改正を経てきた(表I-2)。

表I-2：象牙の国内流通管理に関する法令（種の保存法または同法施行令）の変遷

改正法施行日 (改正法公布日)	改正点	法令上の根拠	改正の経緯
1995年6月28日 (1994年6月29日)	◇未加工象牙のうちホール・タスクを譲り渡そうとする場合は、1本単位で個々の象牙を登録するよう義務づけた。 ◇未加工象牙のうちカット・ピース（重量1kg以上、最大寸法20cm以上かつ最終製品でないもの）の取引をおこなう事業者に対し、在庫重量等を環境大臣および経済産業大臣に届け出、その後記載台帳に在庫量の変化を記載して保管するよう義務づけた。	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年6月5日法律第75号）」（以下「種の保存法」という。1993年4月1日施行。）の改正。 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成5年2月10日政令第17号）」（以下「種の保存法施行令」という。）の改正。	個体のみならず部分・派生物をも規制対象に含めるCITESの規定との整合性をはからうとした。
1999年3月18日 (1998年4月28日)	◇すべてのカット・ピース（加工品でないもの）を取引するすべての事業者に、届出、取引内容の記載・保存を義務づけた（カット・ピースの重量・寸法制限を撤廃）。 ◇印章を取引するすべての事業者（製造業者、卸売業者、小売業者）に、届出、取引内容の記載・保存を義務づけた。	種の保存法施行令の改正。	アフリカゾウ専門家パネルの1997年2月報告書によって指摘された象牙の国内流通管理の欠点を是正しようとした。この点に関する日本政府の対応は、CITES第10回締約国会議が在庫象牙の1回限定取引を認める条件の一つとされていた。
2004年10月1日 (2004年7月2日)	◇種類を問わず加工象牙を取引するすべての事業者（製造業者、卸売業者、小売業者）に、届出、取引内容の記載・保存を義務づけた（印章への制限を撤廃）。	↑	2005年のCITES事務局ミッションによる検証に先んじて、決議10.10に適合するため象牙の国内流通管理を改善しようとした。この点に関する日本政府の対応は、CITES第12回締約国会議が在庫象牙の1回限定取引を認める条件の一つとされていた。

表I-2のとおり、現行の流通管理の骨格を作る大改正が施行されたのは1995年である。KTは、この大改正の内容を方向付ける、次の2つの委員会・検討会に参加し、象牙国内流通管理の制度作りに重要な役割を果たした。

1992年 「象牙流通体制検討委員会」 設置者：通商産業省（Anon., 1992, Takaichi, 1992）

1993年 「象牙の国内流通管理体制検討会」 設置者：日本軽工業品輸入組合（外務省、通商産業省、環境庁等オブザーバー参加）（JGMIA, 1993）。

日本軽工業品輸入組合は、通商産業省と密接な関係のある組織で、1984年末、同組合内に象牙部会が設置されたことで、政府は象牙輸入業者に対して強い影響を及ぼすことができるようになったものである（Milliken, 1989）。KTは、その象牙部会の部会長であった（Chadwick, 1992）。

また、KTは、1998年5月、印章を届出すべき象牙取引業の対象とする制度改正の施行（1999年3月 表I-2参照）に先立ち、全国印判用品商工組合連合会の総会において、次のとおり制度の説明と遵守の要請を行っている。

「問屋各位から大きく声が挙がっている簡素化も、あまりにやりすぎると、本来の目的である不正防止のしようがなくなりますし、国際監視機関からの評価も受けづらい状況になりかねません。そういういた粹組みの中で、精一杯の簡素化を私は強く要望しています。昨今、我々ではとても考えられないような安値の象牙印材が量販店に出回っていることは明白です。しかし、これを追及したくとも、不正に取引されている象牙印材が横行しているとは、国際保護団体との関係もあり、なかなか言い出せずにいました。今回の法律により、正規に輸入されたものが、正規のルートで適正かつ安定した値段で流通することを、心から期待しているわけです。」「どうしても国際的な状況を見た場合、

象牙の輸入再開をさせるためには、涙を飲んでこの法律を受け入れざるを得ない状況だったのです。どうかご理解ご協力そしてご支援をお願いします。」（Anon., 1998）

このように、1995年施行の大改正後も、KTは、象牙の国内流通管理の改定において、通産省（当時）及び環境庁（当時）と業界の間を取り持ち、国内流通管理の内容と業界による管理の遵守に對して強い影響力を及ぼしてきたのである。

I.3 はびこる無登録象牙の取引

2011年、一連のタカイチ事件とは別にも、警察による無登録象牙取引の摘発が続いている。

1 本の無登録象牙（彫り牙）譲渡

2010年3月24日頃、東京の古物業者HYは、東京で開かれた古物市場で、ある美術商に対して象牙1本を9万円で譲り渡した。取引された象牙は、長さ約1メートル12センチ、重さ約5.7キロである。全形を保っているが、七福神のような模様の彫刻が施されていた。

警視庁がタカイチ事件を捜査する過程で、今回の取引が浮上したという。HYとタカイチとの関係はないといわれている（2011年12月10日東奥日報）。

HYは容疑を認めたため、2011年12月16日、検察庁は30万円の略式命令を請求した（2011年12月16日産経ニュース<http://sankei.jp.msn.com/affairs/news/111216/crm11121621320025-n1.htm>）。

2 本の象牙虚偽登録

虚偽の事実を報告して登録を受けたケースも発覚した。

香川県の古物業者 NO およびその従業員 KM らは、2011年3月10日頃、無登録の象牙2本（長さ 167 センチ、重量 27kg の牙および長さ 85 センチ、重量 4kg の牙）を 120 万円で個人から買取った。さらに NO らは、知人の「実家の倉庫から象牙がたまたま見つかった」という虚偽の取得に関する経緯を記載した書類を作成・添付し、同知人名で登録申請を行った。種の保存法に基づき環境省に登録された機関である自然環境研究センター（以下「自然研」という）は、この申請を受理して登録を完了した（Kagawa Prefecture Police, 2011）。

タカイチ事件で古物業者 4 (A4) 川口は、「扱っていた象牙の中で登録があるものとないものの割合は半々。大阪のオークションでは、無登録象牙が堂々と売られている。」「オークションなどの象牙の価格に、登録の有無はまったく影響を与えていない」と述べていた(Sakamoto, 2011 d)。

上記の2つの事件も、大量に取引される無登録象牙の「冰山の一角」が明るみに出たものと理解すべきであろう。警視庁の努力はまさに賞賛に値するものであるが、警察等の法執行機関の努力のみで無登録象牙流通が蔓延する状況が消滅する保証はどこにもない。

第II章 2005～2010年に、日本市場を流通した象牙印章の出所

II.1 2005年から2010年までの間にタカイチが5つの取引先から仕入れた無登録象牙の量

タカイチ事件で明らかになった無登録象牙（ホール・タスク）の取引は、2005年から2010年の間にタカイチと5つの取引先の間で行われたものであった（図II-1）。

図II-1：タカイチに譲り渡された象牙の本数

	押収済の象牙の本数	実際に譲り渡された象牙の本数
古物商1(A1)	25	500-1,000
古物商2(A2)	11	?
タカイチ		
古物商3(A3)	8	?
古物商4(A4)	7	100
象牙製造業者 MK	7	?
合計	58	?

Source::

Sakamoto M. (2011) a, Memo on court hearing on 16th and 26th Aug. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.945) (in Japanese)

Sakamoto M. (2011) b, Memo on court hearing on 9th Aug. and 5th Sep. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.1192) (in Japanese)

Sakamoto M. (2011) c, Memo on court hearing on 15th and 20th Jul. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.947) (in Japanese)

Sakamoto M. (2011) d, Memo on court hearing on 11th Jul. and 8th Aug. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.816) (in Japanese)

Sakamoto M. (2011) e, Memo on court hearing on 9th and 10th Aug. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.1194) (in Japanese)

取引の詳細は次のとおりである。

古物業者1(A1)

古物業者1は、2005年7月3日、その経営する会社を通じて、無登録象牙を1700万円あまりでタカイチに売却し、それ以前の象牙販売と比較して2倍程度の利益を上げたという。その後、月1回の頻度でタカイチに象牙複数本を売り渡してきた。その結果、2005年7月から2010年6

月までの約 5 年間で、約 50 回に渡り 500～1000 本の無登録象牙が販売され、その売り上げは 5 億円以上にものぼった。2011 年に警察によって押収された無登録象牙が取引された期間は 2010 年 3 月から 6 月であり、実際に押収された象牙は 25 本／258.00kg（平均重量 10.32kg/no）である（販売額計：10,466,976 円）。この期間に取引されたが、警察が押収できなかった無登録象牙が 3 本あった(Sakamoto, 2011 a, b)。

古物業者 2(A2)

古物業者 2 は、2009 年 12 月頃からタカイチと取引するようになった。2011 年に警察によって押収された無登録象牙が取引された期間は、2010 年 3 月から 6 月であり、実際に押収された象牙は 11 本／68.92kg（平均重量 6.27kg/no）である（販売額計：2,316,280 円）。この期間に取引されたが、警察が押収できなかった無登録象牙が 1 本あった(Sakamoto, 2011 a,c)。

古物業者 3(A3)

古物業者 3 は、2005 年頃、タカイチに売り込むため、積極的に無登録象牙を仕入れるようになった。2011 年に警察によって押収された無登録象牙が取引された期間は、2010 年 3 月から 6 月であり、実際に押収された象牙は 8 本／63.85kg（平均重量 7.98kg/no）である（販売額計：2,344,520 円）。この期間に取引されたが、警察が押収できなかった無登録象牙が 3 本あった(Sakamoto, 2011 a)。

古物業者 4(A4)

古物業者 4 は、2007 年 2 月、牙を買い取ってもらうに際し登録済であることが必要かどうかタカイチに問い合わせたところ、電話に出た MT から「そんなもの要らない」と言われたため、タカイチに売り込むようになった。タカイチには、合計で 100 本以上の無登録象牙が売られ、売り上げは 5500 万円以上にのぼった。古物商 4 は、その 1 割程度を利益としていた。

2011 年に警察によって押収された無登録象牙が取引された期間は、2010 年 3 月から 6 月であり、実際に押収された象牙は 7 本／48.76kg（平均重量 6.97kg/no）である（販売額計：1,736,660 円）。この期間に取引されたが、警察が押収できなかった無登録象牙が 2 本あった(Sakamoto, 2011 a, d)。

象牙製造業者 MK

象牙製造業者 MK は、2006 年頃に自ら無登録で買い取っていた象牙の在庫をタカイチに売却するようになった。

2011 年に警察によって押収された無登録象牙が取引された期間は、2010 年 3 月から 6 月であり、実際に押収された象牙は 7 本／69.92kg（平均重量 9.99kg/no）である（販売額計：2,708,280 円）。なお、押収象牙のうち、1 本は、警察の嘱託によりアジアゾウの象牙と鑑定されている(Sakamoto, 2011 a, e)。

2005年から2010年までの間にタカイチが取引した無登録象牙の本数

今回明らかになった5ルートからタカイチが無登録象牙を買い入れていた期間は、2005年から2010年の間である。そこで、各ルートの取引期間全体において取引されていた無登録象牙の量を推定する。

【推定の前提となる事実】

- ・警察は、犯罪事実を2010年3月から6月まで(3ヶ月)の期間の取引に限定した。
- ・取引された無登録象牙のうち現物を押収できたものにかかる取引のみが起訴された。
- ・全体の取引期間の長さは各ルート間で異なっている。
- ・全取引期間において取引された無登録象牙の数は、ルートによって概数が判明しているものと判明していないものとがある。

【推定方法】

- ・最小値：全取引が、2010年3月から6月まで(3ヶ月)の間に行なわれたものとして推定された数。
- ・最大値：全取引期間全体において、2010年3月から6月まで(3ヶ月)に取引されていた数量の割合で無登録象牙(押収されなかったものも含む)が継続して取引されていたとして推定された数。

もちろん、全期間平均の取引率が2010年3月から6月までの期間における取引率を上回る可能性もあるので、この最大値は控えめな推定である。

この推定結果を表II-1にまとめた。

表II-1: タカイチが2005~2010年に5ルートから取得した無登録象牙の総量の推定

	A	B	C	D	E	F
	無登録象牙の取引期間	押収された無登録象牙の取引期間	Aの取引期間全体に渡ってBのペースで取引が行われたと仮定した場合の取引本数	Aの取引期間全体の無登録象牙取引本数の推定	Dの推定本数のうち押収された数を除いた本数	Eの推定本数の重量:Eの各ルート推定本数に各ルート押収象牙平均重量を乗じたものの合計
	判明している無登録象牙の取引本数	無登録象牙の取引本数 (押収済／未押収)	計算式			各ルート押収象牙平均重量(kg)
古物商1	2005年7月～2010年6月(5年間) 500～1,000本	2010年3月～2010年6月(3ヶ月間) 25／3	—	500 - 1,000	475-975	4,902-10,062 10.32
古物商2	2009年12月～2010年6月(6ヶ月間) 不明	2010年3月～2010年6月(3ヶ月間) 11／1	24 (11+1)×6/3	12 - 24	1-13	6,27-81.51 6.27
古物商3	2005年～2010年6月(約5年間) 不明	2010年3月～2010年6月(3ヶ月間) 8／3	220 (8+3)×12/3×5	11 - 220	3-212	23.94-1,691.76 7.98
古物商4	2007年2月～2010年6月(3年4ヶ月間) 100	2010年3月～2010年6月(3ヶ月間) 7／2	-	100	93	648.21 6.97
象牙製造業者MK	2006年～2010年6月(約4年間) 不明	2010年5月～2010年6月(1ヶ月間) 7／0	336 7×12/1×4	7 - 336	0-329	0-3,286.71 9.99
			合計	630 - 1,680	572 - 1,622	5,580.42 - 15,770.19

Source::

Sakamoto M. (2011) a, Memo on court hearing on 16th and 26th Aug. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011.WA, No.945) (in Japanese)

Sakamoto M. (2011) b, Memo on court hearing on 9th Aug. and 5th Sep. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011.WA, No.1192) (in Japanese)

Sakamoto M. (2011) c, Memo on court hearing on 15th and 20th Jul. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011.WA, No.947) (in Japanese)

Sakamoto M. (2011) d, Memo on court hearing on 11th Jul. and 8th Aug. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011.WA, No.816) (in Japanese)

Sakamoto M. (2011) e, Memo on court hearing on 9th and 10th Aug. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011.WA, No.1194) (in Japanese)

これによれば、5ルートの取引全期間(2005年から2010年にかけての5年間)にタカイチが譲り受けた無登録象牙は、630～1,680本と推定される(表II-1 D欄)。

そして、この数字から警察が押収した数量を差し引いた 572～1,622 本 (5,580～15,770kg) (表 II-1 E,F 欄) が、タカイチによって既に印章に加工され、印章市場に流通した数量と考えられる。

II.2 正規に印章製造に消費された登録牙の量との比較

タカイチが 2005～2010 年に 5 ルートから譲り受けて印象製造に使用したと推定される無登録象牙の数量と、同期間に正規に登録された象牙から印象製造に用いられたと推定される数量とを比較する。

表 II-2 は、ホール・タスクの登録制度 (III.2.1 参照) 施行以来の、各年における登録象牙の数量および登録の際に交付される「登録票」が返納された象牙の数量を示したものである。

登録票の返納義務(種の保存法第 22 条第 1 項)は、象牙の場合、牙を分割したとき (JWRC, 2007) または亡失したときに発生する。 登録票返納にかかる象牙は、基本的に製品製造のために切断・消費されたものと考えることができよう。

表 II-2: 登録牙および「登録票」返納にかかる牙の本数および重量

	(A) 登録牙の本数	(B) 登録牙 (A)の 重量(Kg)	(C) 「登録票」返納に かかる牙の本数	(D) 「登録票」返納に かかる牙 (C) の 重量(Kg)
1995	2,252	40,354.32	0	821.90
1996	3,749	51,568.70	522	10,834.10
1997	347	5,952.25	384	7,853.40
1998	63	1,011.85	384	7,384.45
1999	5,501	50,346.78	1,203	13,576.53
2000	75	1,377.29	1,382	13,663.97
2001	119	2,070.41	752	8,897.35
2002	63	1,094.10	538	6,081.87
2003	75	1,528.56	443	4,756.13
2004	107	1,638.83	394	4,551.91
2005	252	3,877.07	153	2,510.53
2006	408	6,606.62	567	5,777.04
2007	358	5,557.92	378	4,835.35
2008	431	7,044.72	257	3,485.59
2009	3,664	43,460.83	488	5,967.21
2010	499	5,675.15	496	6,290.26
小計 2005-2010			2,339	28,865.98
合計	17,963	229,165.40	8,373	107,287.59

Source:

Ministry of Environment (2012)a, Response on Mar. 16th in 2012 to the letter from Japan Tiger and Elephant Fund, Wildlife Division Nature Conservation Bureau Ministry of Environment, Tokyo Japan (in Japanese)

表 II-2によれば、2005～2010年に登録票が返納された象牙の本数／重量は、2,339 本／28,866kg である。

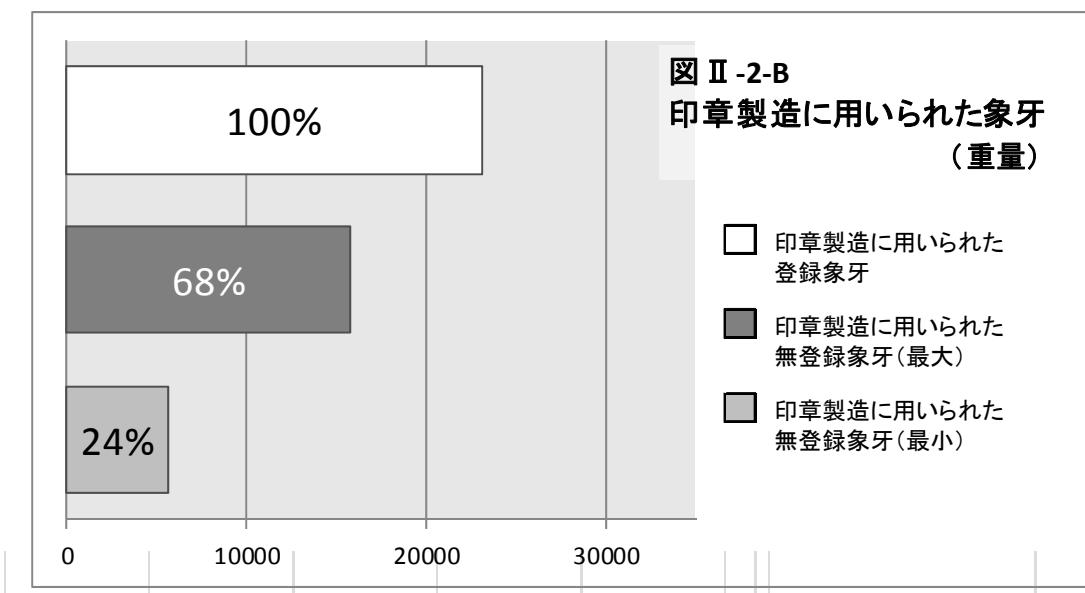
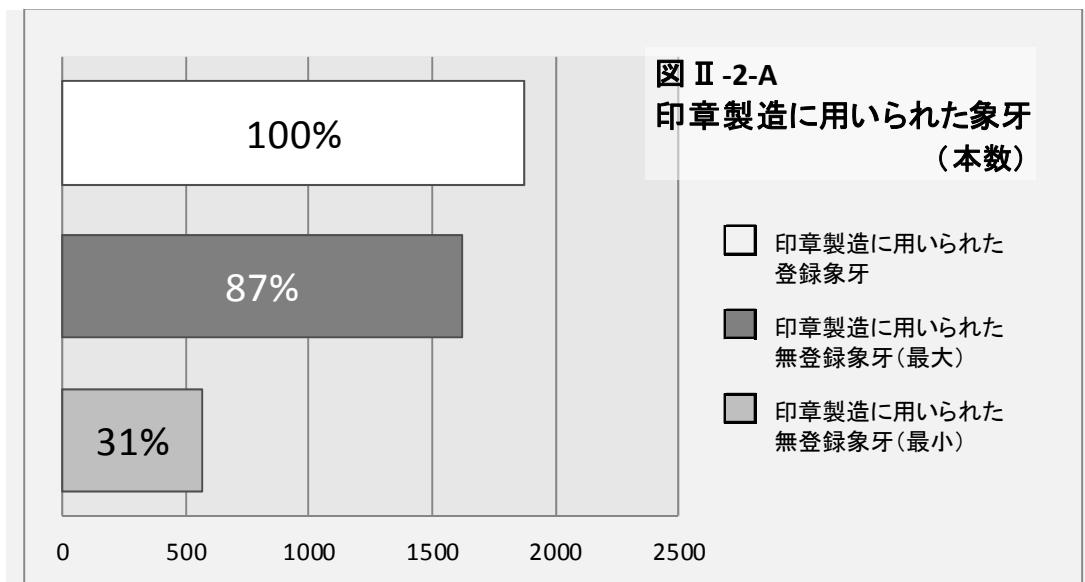
日本におけるすべての象牙製品のうち印章製造に用いられる未加工象牙の割合は 80%と考えられている(Takaichi 1992, Vigne & Martin, 2010)。この割合にしたがうと、2005～2010年の期間において象牙印章製造に消費された登録象牙は、本数にして 1,871 本、重量にして 23,093kg ということになる。

$$2,399\text{no.} \times 0.8 = 1,871\text{no.}$$

$$28,866\text{kg} \times 0.8 = 23,093\text{kg}$$

以上より、2005～2010 年の期間にタカイチを通じて印象製造に消費された無登録象牙 572～1,622 本 (5,580～15,770kg) は、同期間に印章製造に消費された登録象牙 1,871 本 (23,093kg) に対し、本数にして 31～87%、重量にして 24～68% もの量に相当する (図 II-2 A, B)。

図 II-2



II.3 タカイチが無登録象牙から製造して流通させた象牙印章の数量

タカイチが無登録象牙から製造して流通させた象牙印章の数量を推定する。

まず、象牙印章 1 本の平均重量は 20g とする。

日本で販売されている象牙印章の一般的なサイズは、長さが 45mm または 60mm、直径は 10mm、12mm、13.5mm、15mm または 18mm である(Sakamoto, 2002)。このうち、取引量が圧倒的に多いのは 15mm×60mm である (Sakamoto, 1999)。15mm×60mm の重量は約 19.5g なので、日本で販売されている象牙印章の平均重量は 20g と考えてよい。

次に、製造に供される登録象牙に対する製造された印章の重量割合を推定する。印章製造の際には端材と屑が生じる。そこで自然研は任意の認定制度の運用に当たって印章製造における歩留まりを 60% としている (CITES Inf.SC41.4, SC41.6.1(Rev.))。つまり、製造された印章の重量は、

そのために使用された原材料象牙の 60%であると考える。

この歩留まり 60%を用いると、2005～2010 年の間に違法に流通した無登録象牙 5,580～15,770kg から製造された印章は 167,400～473,100 本（年間 33,480～94,620 本）となる。

$$5,580\text{kg} \times 0.6 \div 20\text{g} = 167,400$$

$$15,770\text{kg} \times 0.6 \div 20\text{g} = 473,100$$

したがって、2005～2010 年の期間、多ければ 47 万 3 千本（年平均 9 万 4 千本）もの象牙印章が、違法に取引された出所不明の象牙から製造され、日本市場を流通していたことになる。

正規に登録された象牙から製造される印章の本数

Vigne & Martin が 2009 年に JIA から聴取したところによれば、象牙印章の年間製造本数は 20,000～27,000 本であったという (Vigne & Martin, 2010)。これらは、当然、正規在庫象牙から製造された前提と考えられる。

しかし、2005～2010 年の印章製造に用いられた登録象牙重量は 23,093kg であり (II-2 参照)、年平均は 3,849kg となる。歩留まり 60%を用いると、そこから製造される印章重量は 2,309kg、印章 1 本の重量を 20g とすると 115,450 本分の重量となる。JIA の Vigne & Martin に対する報告は明らかに過小といえる。

第 III 章 日本における象牙の流通

III.1 日本国内の象牙在庫・流通の全体像

日本国内で象牙取引にかかる事業者

象牙取引を伴う事業を行おうとする者は、種の保存法に基づいて、監督官庁である環境省および経済産業省に対し、「特定国際種事業者」としてその事業に関する事項を届け出なければならない（種の保存法第 33 の 2 第 1 項。なお V.2.1 参照）。

届出事業者の数は、表 III-1 のとおりである。

表 III-1：政府に届出をした象牙取引事業者の数

	2001年3月	2004年3月	2007年3月	2009年3月	2010年3月
製造業者(印章およびその他の象牙製品)	50	53	278	294	281
製造業者(印章以外の象牙製品)	173	173			
卸売業者(印章およびその他の象牙製品)	352	330	320	600	-
卸売業者(印章以外の象牙製品)	-	-	275	-	-
小売業者(印章およびその他の象牙製品)	10,263	9,738	9,509	10,383	-
小売業者(印章以外の象牙製品)	-	-	1,440	-	-

注：2009年3月、2010年3月の事業者数は、「宛先不明」の数も含む。

Source:

Ministry of Economy, Trade and Industry (2002), Response on Sep. 13th in 2002 to the letter from Sakamoto M., Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
Ministry of Economy, Trade and Industry (2004), Response on Nov. 30th in 2004 to the letter from Sakamoto M., Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
Ministry of Economy, Trade and Industry (2007) c, Response on Apr. 3rd in 2007 to the letter from Sakamoto M., Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
Ministry of Economy, Trade and Industry (2012) b, Response on Feb. 21st in 2012 to the letter from Japan Tiger and Elephant Fund, Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
Ministry of Economy, Trade and Industry (2012) c, Response on May 18th in 2012 to the letter from Japan Tiger and Elephant Fund, Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)

一方、これらの届出事業者の一部は、任意の業界団体を形成している。

象牙製造業者で構成する業界団体としては、「東京象牙美術工芸協同組合」および「大阪象牙美術工芸協同組合」がある。これら組合は連合して「日本象牙美術工芸組合連合会」を形成している（以下これらをあわせて「象牙組合」という）。組合員数は、2009 年現在で、東京の組合が 32、大阪の組合が 12 といわれている（Vigne & Martin, 2010）。この数は、届出事業者のごく一部に過ぎないが、象牙流通に圧倒的な影響力を及ぼしてきた。

東京の組合は、未加工象牙在庫を組合内部で売買する「交換会」を年 2 回、大阪の組合は年 1 回開催し、合同の「交換会」も年 2 回開催してきた（Vigne & Martin, 2010）。

象牙組合の構成員は、大手の製造業者であるだけでなく、少なからぬ者がワシントン条約によって象牙の輸入が禁止されるまでは象牙の輸入業者も兼ねていた。1975 年から 1979 年の間、年平均約 300t に及ぶ輸入量の 3 分の 2 は、象牙組合の構成員中最大手の 5 業者によるものであった（Martin, 1985）。

1999 年の条件付 1 回限定輸入のために同年に開催されたオークションに参加した日本の買主は、象牙組合に加盟している 14 社(15 名)のみであった（Anon., 1999 a）。2009 年輸入のための

2008 年のオークションは、参加が象牙組合員に限定された前回と異なり、一般に入札が公開された (METI, 2008)。その結果、約 20 社の日本の業者がオークションに参加した (Anon., 2009, Vigne & Martin, 2010)。Vigne & Martin(2010)によれば、19 社 19 名がオークションに参加し (14 社は東京、5 社は大阪)、18 名が落札したという。

未加工象牙

日本では、未加工象牙（ホール・タスクおよびカット・ピース）が、象牙製造業者間、象牙製造業者及び一般個人間で取引されている。日本市場に特徴的なのは次の点である。

- ・相当量のホール・タスクが、一般個人から事業者に対して取引されている。
- ・様々な大きさや形態のカット・ピースが製造業者間で頻繁に取引されている。経済産業省は、カット・ピースをその形態にしたがって 9 種類に分類している (METI and MoE 2006)。

加工象牙

未加工象牙は、やがて象牙製品に加工される。

日本市場に特徴的なのは次の点である。

- ・未加工象牙の 80%が、印章に加工されている (Takaichi, 1992, Vigne & Martin, 2010)。
- ・印章以外の象牙製品は多様である。表 III-2 のとおり、経済産業省は、印章を含む象牙製品を大区分 12、小区分 38 種類に分類している (METI and MoE, 2006)。

表III-2：日本で流通する象牙製品

印章	印章
装身具	ネックレス、イヤリング・ペンダント、ブローチ、帯留・ループタイ、玉、その他
調度品	置物、根付、香炉、その他
文房具	文房具
喫煙具	喫煙具
仮具	数珠（念珠）、念珠玉、その他
楽器	撥、糸巻、琴柱、琴爪、板全般、駒、その他
食卓用具	箸、その他
茶道具	なつめ、茶杓、茶入れ、茶蓋、その他
室内娯楽用具	サイコロ、その他
日用雑貨	靴べら、軸先・ふうちん、耳かき、紐根付・キーホルダー、その他
その他製品	その他製品

Source:

Ministry of Economy, Trade and Industry and Ministry of Environment (2006), "Format No.3 Catalogue of serial numbers for products" of the ledger recorded by registered dealers with designated parts of international endangered species, dated March 2006, Tokyo (in Japanese)

これらの加工象牙の公式な出所は、アフリカゾウの国際取引が禁止された 1990 年 1 月 18 日以前に日本国内で取得もしくは輸入されたもの、または 1999 年および 2009 年の条件付 1 回限定輸入により供給された未加工象牙から製造されたもののみである。

III.2 象牙の在庫量

III.2.1 登録ホール・タスク

現行法上、未加工象牙のうちホール・タスクを譲渡しようとする者に対しては、個々の象牙を登録することが義務付けられる(種の保存法第12条第1項、第20条第1項。なお、V.3.1参照)。登録を受けたホール・タスクの譲渡は登録票とともにしなければならない(法第21条第2項)。登録ホール・タスクが亡失された場合は、登録時に交付された登録票を返納しなければならない(法第22条第1項)。登録票返納にかかる牙は、基本的に象牙製品製造のために消費されたものと考えることができる(II.2参照)。

登録制度が導入された1995年から2010年までの、年別のホール・タスクの登録数量、登録票返納にかかる登録象牙の数量、在庫状況を表III-3に示した。

表III-3：登録牙の在庫

年	(A) 登録牙の本数	(B) 登録牙(A)の 重量(Kg)	(C) 当該年に登録さ れた牙(A)のうち 2007年2月28日ま でに「登録票」 が返納された 牙の本数	(D) (C)の牙の(Kg)	(E) 消費率 (重量比, %)	(F) 在庫本数	(G) 在庫従量(kg)
1995	2,252	40,354.32	1,318	24,608.92	60.98	934	15,745.40
1996	3,749	51,568.70	640	13,327.40	25.84	4,043	53,986.70
1997	347	5,952.25	135	2,455.75	41.26	4,255	57,483.20
1998	63	1,011.85	21	305.25	30.17	4,297	58,189.80
1999	5,501	50,346.78	4,387	40,949.53	81.33	5,411	67,587.05
2000	75	1,377.29	19	347.07	25.20	5,467	68,617.27
2001	119	2,070.41	74	1,205.56	58.23	5,512	69,482.12
2002	63	1,094.10	24	427.30	39.05	5,551	70,148.92
2003	75	1,528.56	36	666.47	43.60	5,590	71,011.01
2004	107	1,638.83	45	801.08	48.88	5,652	71,848.76
2005	252	3,877.07	82	1,239.81	31.98	5,822	74,486.02
2006	408	6,606.62	91	1,480.87	22.41	6,139	79,611.77
小計	13,011	167,426.78	6,872	87,815.01	(平均消費率) 52.45	-	-
2007	358	5,557.92	-	-	-	-	-
2008	431	7,044.72	-	-	-	-	-
2009	3,664	43,460.83	-	-	-	-	-
2010	499	5,675.15	-	-	-	-	-
合計	17,963	229,165.40	-	-	-	-	-

Source:

1995-2006:

Japan Wildlife Research Center (2007), Report of the Working Group on Review and Improvement of Control of Internal Trade in Ivory 2006, Tokyo Japan (in Japanese)

2007-2010:

Ministry of Environment (2012) a, Response on Mar. 16th in 2012 to the letter from Japan Tiger and Elephant Fund, Wildlife Division Nature Conservation Bureau Ministry of Environment, Tokyo Japan (in Japanese)

注意を要するのは、(C)欄、(D)欄である。これらは、当該年に登録された象牙のうち、2007年2月28日までの間に登録票が返納されたものの数量を示している。つまり、この表を見れば、ある年に登録された象牙のうち、2007年2月28日時点でホール・タスク在庫として現存しているものの数量が把握できることになる(これに対し、表II-2の(C)、(D)欄の数量は、各年において提出のあった登録票返納にかかる象牙の数量である。すなわち、各年のこれらの欄の数量にかかる象牙は、様々な年に登録されたものを含んでいることになる)。

環境省によれば、各年に登録された象牙のうち既に登録票が返納された象牙の数量に関しては、2007年3月以降、登録機関による集計が行われていない(2012年4月時点)。

表 III-3 によれば、大量のホール・タスクが登録されたのは、登録制度施行当初の 1995 年および 1996 年の合わせて約 92 トン、その後は、条件付 1 回限定輸入が行われた 1999 年の約 50 トンおよび 2009 年の約 43 トンである。

登録されたホール・タスクにかかる登録票が返納される割合は、1995～2006 年平均では 50% 強である。しかし、登録制度施行当初の 1995 年や 1999 年を除けば、ほとんどの年は 50% に満たないため、登録ホール・タスクの累積在庫量は、1995 年以来増え続け、2006 年末時点では約 80 トンとなっている。

登録量を見ると、2000 年から 2004 年にかけては毎年 1 トンから 2 トン、2005 年から 2010 年にかけては約 4 トンから 7 トンもの実績がある。

上記のとおり、取引する際に義務づけられる種の保存法上の登録がこれだけの実績にのぼるということは、それだけの象牙に対する需要が存在することを示している。

なお、登録分以外にどれだけのホール・タスクが国内で所持されているかを公式に把握することはできない。現行法上、象牙を所持すること自体には何ら規制がなく、その在庫量を把握する方法がないからである。既に述べたとおり、登録を義務づけられるのはホール・タスクを譲渡しようとする者に限られている（V.3.1 参照）。

III.2.2 届出カット・ピース

現行法上、カット・ピースの譲渡し等をおこなう届出事業者は、在庫重量を届け出、その後台帳に在庫量の変化を記載するよう義務づけられている（種の保存法第 33 条の 2 第 1 項）。経済産業省が報告徴収した台帳に記載された在庫総量の推移を表 III-4 に示した。

表に示された在庫の変化量は、登録ホール・タスクを切断したために生ずる増加量（表 II-3 より）と、製品製造の際に消費したために生じる減少量との差引きの量を意味する。年間消費量を示すものではない。

表III-4:政府に届け出られたカット・ピース在庫量の変化

	1995年7月	1996年	1997年7月	1998年7月	1999年7月	2000年	2001年3月	2002年3月
在庫重量(ton)	98.3	-	82.1	75.2	63.8	-	73.7	61.6
在庫量変化 (ton)	-	-	-16.2(2Y)	-6.9	-11.4	-	+9.9(2.5Y)	-12.1
	2003年3月	2004年3月	2005年3月	2006年3月	2007年3月	2008年3月	2009年3月	2010年3月
在庫重量(ton)	60.4	56.6	55.7	55.2	54.3	54.1	53.8	60.8
在庫量変化 (ton)	-1.2	-3.8	-0.9	-0.5	-0.9	-0.2	-0.3	+7.0

1996年および2000年のデータが欠落しているのは、経済産業省が届出事業者から台帳を報告徴収していないため。

Source:

Ministry of Economy, Trade and Industry (2002), Response on Sep. 13th in 2002 to the letter from Sakamoto M., Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
 Ministry of Economy, Trade and Industry (2004), Response on Nov. 30th in 2004 to the letter from Sakamoto M., Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
 Ministry of Economy, Trade and Industry (2007) a, Response on Jan. 31st in 2007 to the letter from Sakamoto M., Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
 Ministry of Economy, Trade and Industry (2012) b, Response on Feb. 21st in 2012 to the letter from Japan Tiger and Elephant Fund, Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
 Ministry of Economy, Trade and Industry (2012) c, Response on May 18th in 2012 to the letter from Japan Tiger and Elephant Fund, Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)

表 III- 4 によれば、特定国際種事業の届出制度が施行された 1995 年 7 月に約 98 トンを示した在庫量は、条件付 1 回限定輸入が行われた直後(2001 年 3 月、2010 年 3 月)に増加を見せた以外は緩やかに減少し、2010 年 3 月末時点で約 61 トンの在庫量となっている。2 回の条件付 1 回限定輸入の間の 10 年間の減少幅は年 0.2 ないし 0.9 トンと極めて小さい。

III.2.3 届出象牙印章

届出事業者が当初届け出た象牙印章の在庫量、および台帳に記載されたその後の在庫量の変化を、表 III-5 に示した。このデータからは小売市場における販売量を推測することはできない。しかし、象牙印章市場の規模の変化の傾向を見ることができる。

2001 年から 2002 年にかけて、全事業者の在庫の総量は約 165 万本から約 80 万本へと半減、その後 2005 年までは安定して推移している。2006 年には在庫総量が約 70 万本に落ち込むが、2007 年から 2010 年にかけては 75 万本以上に持ち直している。

このことから、2003 年時点と 2010 年時点とを比較すると、象牙印章の市場はやや縮小している可能性があるが、それほど大きな変化ではない。このことから、日本における象牙印章に対する需要は依然として相当の規模を維持しているといえる。

また、2010 年の卸売業者と小売業者の在庫量データは、未だ監督官庁によって徴収されていないが（2012 年 1 月時点）、この年の在庫量には 2009 年に条件付で 1 回限定輸入された象牙から製造された印章の仕入れ分が加わったことで在庫量が増えている可能性もある。

表III-5：政府に届け出られた象牙印章在庫量の変化(個数)

	1999年7月	2000年	2001年3月	2002年3月	2003年3月	2004年3月	2005年3月
合計	2,195,453	-	1,652,092	828,988	842,381	828,990	868,747
製造業者	442,955	-	391,425	343,610	293,824	274,051	264,634
印章卸売業者	848,838	-	548,753	236,822	223,531	201,626	186,114
印章小売業者	906,660	-	711,914	248,556	325,026	353,313	417,999

	2006年3月	2007年3月	2008年3月	2009年3月	2010年3月
合計	702,848	774,523	751,417	752,014	-
製造業者	223,924	209,275	271,685	280,799	276,826
印章卸売業者	139,665	148,301	101,363	107,209	-
印章小売業者	339,259	416,947	378,369	364,006	-

Source:

Ministry of Economy, Trade and Industry (2002), Response on Sep. 13th in 2002 to the letter from Sakamoto M., Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
 Ministry of Economy, Trade and Industry (2004), Response on Nov. 30th in 2004 to the letter from Sakamoto M., Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division
 Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
 Ministry of Economy, Trade and Industry (2007) b, Response on Mar. 23rd in 2007 to the letter from Sakamoto M., Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
 Ministry of Economy, Trade and Industry (2012) b, Response on Feb. 21st in 2012 to the letter from Japan Tiger and Elephant Fund, Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)

III.3 象牙の価格

III.3.1 未加工象牙（ホール・タスク、カット・ピース）

未加工象牙の価格に関する情報を表 III-6 にまとめた。

表III-6:未加工象牙の価格（ホール・タスク）

年	価格(US\$/円)	取引された象牙の重量	取引当事者の類型と価格を提示した当事者	出所
1989 (象牙の国際取引 禁止前)	30,000~70,000円	不明		1
1989 (象牙の国際取引 禁止決定後)	170,000~180,000円	不明		1
1990	160,000円	15kg	象牙組合に加盟していない業者から他業者へ提示された売渡価格	2
1990	220,000円	20kg	象牙組合に加盟していない業者から他業者へ提示された売渡価格	2
1994	50,000円	不明	象牙組合主催交換会における組合加盟業者間の取引価格	3
1995	30,000~33,000円	15kg (推測)	象牙組合に加盟していない業者から他業者へ提示された売渡価格	2
1997	70,000~100,000円	不明	象牙組合主催交換会における組合加盟業者間の取引価格	3
1998	60,000円	不明	象牙組合に加盟していない業者から他業者へ提示された売渡価格	2
1998	55,000円	不明	象牙組合に加盟していない業者から他業者へ提示された売渡価格	2
1998	60,000円	15kg (推測)	象牙組合に加盟していない業者から他業者へ提示された売渡価格	2
2003	80,000~90,000円	30kg	象牙組合加盟業者から非組合加盟業者へ提示された売渡価格	2
2003	70,000円	20kg	象牙組合加盟業者から非組合加盟業者へ提示された売渡価格	2
2003	60,000円	5~6kg	象牙組合加盟業者から非組合加盟業者へ提示された売渡価格	2
2005	40,000~50,000円	不明	象牙組合加盟業者から非事業者へ提示された買取価格	4
2005	30,000~40,000円	10kg以上	象牙組合加盟業者から非事業者へ提示された買取価格	4
2005	25,000~35,000円	10kg未満	象牙組合加盟業者から非事業者へ提示された買取価格	4
2008	40,000~50,000円	10kg	象牙組合加盟業者から非事業者へ提示された買取価格	4
2008	40,000円	10~15kg	象牙組合加盟業者から非事業者へ提示された買取価格	4
2008	35,000円	8~10kg	象牙組合加盟業者から非事業者へ提示された買取価格	4
2008	32,000円	5~8kg	象牙組合加盟業者から非事業者へ提示された買取価格	4
2008	35,000円	8~10kg	象牙組合加盟業者から非事業者へ提示された買取価格	4
2010	21,000~30,000円	5kg未満	象牙組合加盟業者から非組合加盟業者へ提示された買取価格	5
2010	34,000~35,000円	5~8kg	象牙組合加盟業者から非組合加盟業者へ提示された買取価格	5
2010	37,000~38,000円	8~10kg	象牙組合加盟業者から非組合加盟業者へ提示された買取価格	5
2010	39,000~40,000円	10~15kg	象牙組合加盟業者から非組合加盟業者へ提示された買取価格	5
2010	42,000円	15~20kg	象牙組合加盟業者から非組合加盟業者へ提示された買取価格	5
2010	44,000円	20~25kg	象牙組合加盟業者から非組合加盟業者へ提示された買取価格	5
2010	45,000円	25~35kg	象牙組合加盟業者から非組合加盟業者へ提示された買取価格	5

80円=US\$1

Source

1. Website of MOTEGI INC <http://www.motegi-kk.com/inshin/index.php> (in Japanese)
2. Independet investigation by Elephant Conservation Fund / Japan Wildlife Conservation Society to the manufacturers of ivory products in 1998
3. Anon. (1997), Monthly magazine "Modern Hankos" Aug. 1997, Osaka Japan (in Japanese)
4. Independet investigation by Elephant Conservation Fund / Japan Wildlife Conservation Society to the manufacturers of ivory hankos, who were advertising purchase of ivory tusk in 2005 and 2008
5. Sakamoto M. (2011) a, Memo on court hearing on 16th and 26th Aug. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.945) (in Japanese)
- Sakamoto M. (2011) b, Memo on court hearing on 9th Aug. and 5th Sep. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.1192) (in Japanese)
- Sakamoto M. (2011) c, Memo on court hearing on 15th and 20th Jul. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.947) (in Japanese)
- Sakamoto M. (2011) d, Memo on court hearing on 11th Jul. and 8th Aug. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.816) (in Japanese)
- Sakamoto M. (2011) e. Memo on court hearing on 9th and 10th Aug. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.1194) (in Japanese)

業者間の未加工象牙の取引価格は、1990 年の象牙の国際取引禁止を受けて価格が急騰した後、1994 年頃には kg 当たり 50,000 円/kg (US\$625/kg) 程度に落ち着いたが、1997 年頃には 70,000 ~100,000 円/kg (US\$875 -1,250/kg) に上昇した。この価格高騰は、象牙組合員間の交換会においても、組合員・非組合員間の個別取引においても同様に見られた。

2003 年頃にも、非象牙組合員が組合員から象牙を買い取ろうとすれば、60,000~90,000 円/kg (US\$750 -1,125/kg) を支払う必要があった。

2005~2008 年のデータは、事業者が非事業者に対して示した買い取り価格である。この頃、象牙製造業者は、非事業者に対する象牙買取り広告を強化していた（第 I,II 章）。価格は、牙の大きさによって幅があるが、全体的に 30,000~40,000 円/kg (US\$375 -500/kg) となっている。事業

者が買い取った象牙を同業者に転売する場合は、当然、それ以上の価格になると考えられる。

2010年のデータは、タカイチが古物業者や非象牙組合員の象牙製造販売業者から買い取った価格である。もっとも取引量が多い価格帯は34,000～35,000円/kg (US\$425 -438/kg) (5～8kgの牙)、37,000～38,000円/kg (US\$463 -475/kg) (8～10kgの牙)、39,000～40,000円/kg (US\$488 -500/kg) (10～15kgの牙)である。古物業者らはタカイチが決めた価格体系に従って象牙を売り渡している (Sakamoto, 2011a～e)。このような力関係から、これらの買い取り価格は非事業者からの直接買取価格よりは高いが、より対等性の高い組合員間の取引価格よりは低いであろう。

Viigne & Martin(2010)は、2009年のJIAのオークション(「象牙交換会」)における価格として、10kg牙が40,000円/kg(US\$500/kg)、5kg牙が25,000円/kg(US\$313)としているが、この価格はタカイチの古物商等からの買い取り価格(表III-6の2010年の欄)とほぼ同等である。2009年の条件付1回限定輸入が行われ在庫に余裕ができた年の価格であることを考慮したとしても、実態はもっと高額ではないかとも思われる。

III.3.2 象牙印章(卸値)

印章卸売業者による印章小売業者に対する卸値は、表III-7のとおりである。

表III-7：象牙印章の卸売価格

寸法		1997		1998		2000		2002		2003		2006		
直径	長さ	価格	調査サンプル数	価格	調査サンプル数	価格	調査サンプル数	価格	調査サンプル数	価格	調査サンプル数	価格	調査サンプル数	
12.0mm	60mm	3,965円～9,490円	1	4,000円～7,500円	数業者	1,950円～5,270円	2	1,900円～5,800円	3	2,850円～13,000円(US\$24～108)	1	3,800円～12,100円	4	
15.0mm	60mm	5,850円～13,910円	1	5,000円～18,000円	数業者	2,500円～7,170円	2	2,950円～14,000円	3	3,900円～19,000円	1	5,500円～22,000円	4	
寸法		2007		2008		2009*		2011**						
直径	長さ	価格	調査サンプル数	価格	調査サンプル数	価格	調査サンプル数	価格	調査サンプル数	価格	調査サンプル数	価格	調査サンプル数	
12.0mm	60mm	4,400円～12,100円	5	4,140円～11,980円	7	2,800円～4,100円	1	2,450円～6,700円	4					
15.0mm	60mm	6,120円～19,000円	5	5,760円～16,000円	7	3,800円～6,200円	1	3,500円～16,000円	4					

*12.0mm×60mm、15.0mm×60mmとも最高級象牙印材の価格が掲示されていなかった。

**12.0mm×60mm最高級象牙印材の価格が掲示されていなかった。

Source

Prices in 1997: Anon. (1997), Monthly magazine "Modern hankos", July 1997, Osaka Japan (in Japanese)

Prices in 1999: Sakamoto M.(1999), Analysis of the amended management system of domestic ivory trade in Japan, Japan Wildlife

Conservation Society, Tokyo Japan

Prices in 2000 - 2011: Price tables and tags demonstrated by wholesalers of ivory hankos at "21st century hankos exhibition", a display with the exhibits of hankos on sale in Tokyo.

これをみると、1997年から1998年にかけてはほとんど変化はないが、2000年にはやや値下がりする。2002年は12ミリサイズについては変化ないが、15ミリサイズにやや値上がりの傾向が見え、2003年には全体的に大きく値上がりしている。そして2006年にはさらに値上りしている。

このデータは、以下の情報と符合する。

- 2002年末に象牙印章が値上げされた(Anon. 2003)。
- 2006年10月時点での品質が「並」の商品が従来の約1.5倍ほどの価格で、卸売業者から小売店に販売されている(Anon. 2006)。

その後の 2007 年にかけての価格は、ほとんど変化無く高止まりしている。しかし、2008 年には全体的に値下げ傾向が現れ、少なくとも低価格の印鑑については 2011 年まで徐々に値下がりしている。

2008～2011 年は、2009 年の条件付 1 回限定輸入をまたぐ時期である。2007 年の COP14 において条件付 1 回限定輸出が認められたものの、中国がオーケーションに参入することとなつたため十分な在庫が確保できるかどうかという不安が日本の象牙業者間に広がった (Anon, 2007)。実際、輸入量は 1999 年の輸入量を下回る結果となっている。それにもかかわらず、象牙印鑑の卸値がやや減少傾向を示しているのはなぜか。

もっとも大きな理由として、2008 年後半からの景気後退と考えられる。そのため、卸売業者は小売店による買い控えへの対抗策として値下げせざるを得なかつたことが推測される。しかし、値下げを可能とするためには、製造業者側で、ある程度の低価格で製造用材料を確保する目処がついている必要がある。象牙印鑑の製造販売において圧倒的なシェアを占めるタカイチは、2005 年から 2010 年にかけて、積極的に未登録象牙を買取っている (第Ⅰ章)。それらの象牙からの印鑑の製造が軌道に乗っていたことによって、低価格での卸売業者への供給が可能となつたのであろう。なお、表Ⅲ-6 の 2000～2011 年のデータにはタカイチ自身による小売店への卸値も反映されている。

第IV章 後を絶たない日本への象牙密輸

IV.1 輸入差止件数

1998年から2010年の13年間における象牙の輸入差止の内容を表IV-1に示した。この期間の未加工・加工象牙にかかるものの総件数は115件である。うち未加工象牙に関する輸入差止の件数は25件(1件は加工象牙及び未加工象牙を含む)、加工象牙に関する輸入差止の件数は90件(同上)である。年間の輸入差止件数は1998年から2001年にかけて15件前後、2002年からは10件以下となっている。

表IV-1: 象牙の輸入差止の件数および数量(1998-2010)

		1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
未加工象牙	件数	5	3	0	2	2	2	1
	数量(個数)	155	4	-	120	2	30	1
加工象牙*	件数	11	12	12	11	5	5	4
	数量(個数)	182	1,236	331	116	10	30	14
		2005	2006	2007	2008	2009	2010	TOTAL
未加工象牙	件数	1	6**	1	0	1	1	25**
	数量(個数)	10	616	13	-	1	2	954
加工象牙*	件数	5	4**	9	4	2	6	90**
	数量(個数)	1,766	17,951	12	5	5	15***	21,673***

* 「薬」は象牙粉末を含むと考えられるが、この表の「加工象牙」からは除外した。

** 608個の未加工象牙および17928個の象牙製品は2006年に発生した同一事件において輸入が差止められている。

***数量が重量で表示されている件を除く(2010年の1件(0.1KG))。

Source : 財務省、ワシントン条約該当物品 輸入差止等実績輸入差止実績, Tokyo Japan (in Japanese)

次に、税関で輸入が差し止められることなく本邦に持ち込まれた後に、象牙密輸を警察が摘発したケースを表IV-2に示す。

表IV-2: 通関後、本邦内で摘発された象牙密輸事件(1998-2010)

年	摘発年月日	輸入年月日	象牙のタイプ	輸出国	個数（重量）
2000	2000/04/14	2000/4/3	未加工象牙	シンガポール	132 (492.375KG)
2006	2006/11/06	2006/10/17	加工象牙	アメリカ合衆国	4 (810GR)
2007	2007/10/12	2006/04/11	加工象牙	アメリカ合衆国	(2,006GR)
2007	2007/10/12	2006/09/03	加工象牙	アメリカ合衆国	(2,218GR)

Source:

財務省, 犯則処分表 (ワシントン条約事犯の犯則処分にかかるもの) Tokyo Japan (in Japanese)

Sakamoto M. (2000) Memo on court hearing on 11th Jul., 22nd Aug., 26th Sep., 17th Oct., 28th Nov. and 26th Dec in 2000 at Urawa District Court regarding Case of violating Customs Law (2000, RO, No.28) (in Japanese)

Sakamoto M. (2007) c, Memo on court hearing on 20th Sep. and 18th Oct. in 2007 at Osaka District Court regarding Case of violating Customs Law, Foreign Exchange and Foreign Trade Law and Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2007, WA, No.3443) (in Japanese)

Sakamoto M. (2008), Memo on court hearing on 18th Jan. and 6th Feb. in 2008 at Maebashi District Court regarding Case of violating Customs Law, Foreign Exchange and Foreign Trade Law and Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2007, WA, No.891) (in Japanese)

IV.2 象牙密輸に関する刑事事件

2000年以降の主要な象牙密輸に関する刑事事件の概要を表 IV-3 に示した。

表IV-3: 象牙密輸に関する刑事事件(2000-2011)

事件1: 未加工象牙500kg密輸(2000年)

数量	象牙カット・ピース132個(重量492.375Kg)
発生時	2000年4月14日
輸入港	神戸港
輸出国	シンガポール
関与者	A:香港在住プローカー(中国系イギリス人)。1982年以来、日本向けの象牙プローカーとして香港で活動し、本件に関与した象牙組合役員("B")を含め日本の象牙業者の多くと広く親交を持っていた。 B:日本人。1999年の試験輸入象牙を買受済みの東京象牙美術工芸協同組合の役員(当時)。
処罰	A:懲役1年6月、執行猶予4年 B:罰金30万円
特記事項	日本で史上3番目に大きな象牙密輸事件。 象牙は、西アフリカあるいは中央アフリカの森林に生息するシルバントウのもの。
出典	Sakamoto M. (2000) Memo on court hearing on 11th Jul., 22nd Aug., 26th Sep., 17th Oct., 28th Nov. and 26th Dec in 2000 at Urawa District Court regarding Case of violating Customs Law (2000, RO, No.28) (in Japanese)

事件2: 象牙印材1,700本密輸(2005年)

数量	象牙印材1,738本
発生時	2005年1月14日
輸入港	那覇空港(沖縄県)
輸出国	台湾
関与者	A:台湾人 B:台湾人
処罰	A:懲役1年、執行猶予3年 B:税關による犯則処分(関税罰金の額は不明)
特記事項	主犯格のAには2004年9月にも象牙密輸の余罪があることが警察の捜査上判明している。この余罪については、日本人の最終荷受け人も特定されたようであるが、検挙には至らなかった。
出典	Okinawa Prefecture Police (2005), "Exposition of ivory smuggling related to Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora" dated in 17th January 2005, Naha Japan (in Japanese)

事件3: 未加工象牙・象牙印材2.8トン密輸:「大阪事件」(2006年)

数量	象牙カット・ピース608個(重量2,409Kg) 象牙印材17,928本(重量385Kg)
発生時	2006年8月21日
輸入港	大阪港
輸出国	マレーシア(韓国経由)
関与者	A:日本人、暴力団関係者 B:韓国人 C:韓国人
処罰	A:懲役2年執行猶予3年、罰金80万円 B, C:国際警察刑事機構(ICPOインターポール)を通じ、2007年4月までに警察によって国際手配されたが、未だ検挙されていない。
特記事項	2006年8月21日、象牙はマレーシア・パシルグタン港からポート・ケラン港、大韓民国の釜山港を経由して大阪南港へ到着した。人造大理石に混じってクレーとに積み込まれていた象牙は、ホール・タスクを大半が長さ約40cm程度に輪切りにされたカット・ピース(本数608、重量2,409Kg)および印材(本数17,928、重量385Kg)である。 カット・ピースのいくつかには、スワヒリ語の記載がある(スワヒリ語は東アフリカで用いられ、ケニアでは国語、タンザニアでは公用語とされている。) 印材は、直径15mmの円筒型であった。 AはBから「象牙を欲しがっている人がいるので、大阪に象牙を入れたい。クリスタルに混ぜればX線を通さずに通関できる、輸入名義人を探して欲しい」と持ちかけられていた。
出典	Sakamoto M. (2007)b, Memo on court hearing on 23rd Apr., 4th Jun., 25th Jun and 10th Jul. in 2007 at Osaka District Court regarding Case of violating Customs Law (2007, WA, No.1033) (in Japanese)

事件4:ビリヤード・キュー用象牙密輸(岡山)(2006年)	
数量	象牙加工品4個(810GR)、同12個(1,628GR)
発生時	2006年9月14日、10月17日
輸入港	関西国際空港(大阪府)
輸出国	アメリカ合衆国
関与者	A:岡山県のビリヤード製造販売会社(象牙取引業について無届) B:事実上の会社経営者 C:会社代表者
処罰	A:罰金80万円 B, C:懲役2年執行猶予3年、罰金80万円
特記事項	アメリカのアトラス・ファイバー社から継続してビリヤード・キューの材料として象牙を輸入していた。同社は、129件について計93,000米ドルを超えるアフリカゾウの象牙製品を、2002年1月から2006年11月にかけて、主に日本、ドイツに対し、ワシントン条約の許可無く販売(輸出)していたが、2011年12月に米国で起訴され、2012年1月10日に治安判事に対して有罪を認め、15万米ドル(1200万円 80円/米ドル)の罰金刑を受けた。
出典	Sakamoto M. (2007) c, Memo on court hearing on 20th Sep. and 18th Oct. in 2007 at Osaka District Court regarding Case of violating Customs Law, Foreign Exchange and Foreign Trade Law and Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2007,WA, No.3443) (in Japanese) Patrick J. Fitzgerald (2012), Skokie Company Fined \$150,000 For Illegally Exporting African Elephant Ivory And Other Protected Wildlife Parts Used In Making Billiard Cue Sticks, United States Attorney Northern District of Illinois, U.S. Department of Justice, Chicago, Illinois US
事件5:ビリヤード・キュー用象牙密輸(群馬)(2006年)	
数量	象牙加工品2,006GR, 同2,218GR
発生時	2006年4月11日、9月3日
輸入港	成田国際空港、東京港
輸出国	アメリカ合衆国
関与者	A:群馬県のビリヤード製造販売会社(象牙取引業について無届) B:会社代表者
処罰	A:罰金200万円 B:懲役1年6月執行猶予3年、罰金150万円
特記事項	岡山の業者による密輸事件の捜査過程で発覚。ビリヤード業界で象牙取引業の届出がほとんどなされていないことが明らかとなった。岡山の業者同様、アメリカのアトラス・ファイバー社から象牙を輸入していた。事件4参照。
出典	Sakamoto M. (2008), Memo on court hearing on 18th Jan. and 6th Feb. in 2008 at Maebashi District Court regarding Case of violating Customs Law, Foreign Exchange and Foreign Trade Law and Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2007,WA, No.891) (in Japanese) Patrick J. Fitzgerald (2012), Skokie Company Fined \$150,000 For Illegally Exporting African Elephant Ivory And Other Protected Wildlife Parts Used In Making Billiard Cue Sticks, United States Attorney Northern District of Illinois, U.S. Department of Justice, Chicago, Illinois US

これらの事件は重要な点を示唆している

未加工象牙 500Kg 密輸 (2000 年)

象牙組合の役員と、象牙取引禁止以前から多数の象牙組合員と関係の深いブローカーが逮捕された。象牙組合と密輸業者との親密な関係が明らかになった事件である。

象牙印章 1,700 本密輸 (2005 年)

複数名で分担することで、手荷物でも相当量の印章の密輸が可能であることが示された。また、台湾から沖縄へ至るルートで反復的に象牙密輸が行われていたこともわかった。

2 件のビリヤード・キュー用象牙密輸 (2006 年)

特定のアメリカの会社がビリヤードのキュー用パーツとして、加工象牙の密輸出を継続して行っていたことが明らかになった。

未加工象牙・象牙印章 2.8 トン密輸:「大阪事件」(2006 年)

大量の未加工象牙の密輸は、それだけの加工能力を持つ日本の製造業者が事件の背景にいることを推測させる。また、密輸された印章が直径 15mm の円筒型と、日本で利用される一般的な形態であること (Sakamoto, 2002) から、密輸印章は日本向けに加工されており、彫刻面の反対面の整形、全体の研磨を行う手前の段階のものとみられる。

大阪事件の発生は、密輸象牙に対する巨大な需要が日本の象牙業界の中に存在し続けていることを強く示唆した。

IV.3 輸入が差し止められた象牙の主要な輸出国

1998年から2010年の13年間における輸入差止象牙の主要な輸出国を表IV-4に示した。

表 IV-4: 日本で輸入が差止められた密輸象牙の主要な輸出国(1998-2010)

国名	件数	未加工象牙量(数量)	加工象牙量(数量)
中華人民共和国	21	7	359
アメリカ合衆国	17	136	25*
タイ	12	37	28
香港	10	0	1,228
大韓民国	10	611	17,958**
台湾	7	1	1,750
合計(全体における割合)	78/116 (67%)	792/1,091 (73%)	21,352/21,677 (99%)

*数量が重量で表示されている2007年の2件(それぞれ2006GR, 2018GR)を除く。

**数量が重量で表示されている2010年の1件(0.1KG)を除く。

Source: 財務省、ワシントン条約該当物品 輸入差止実績, Tokyo Japan (in Japanese)

輸出国は、アメリカを除きアジア諸国である。件数では中国が21件と多く、18件のアメリカがこれに続いている。2006年にはビリヤードのキューニ用いる象牙をアメリカ企業から密輸するケースが相次いだ(表IV-2 事件4,5)。

数量では、2006年の「大阪事件」の影響で、韓国が他を圧倒している。

ただし、表にあらわれているいずれの国も、未加工象牙については集散地または再輸出国に過ぎない。また、加工象牙についてもその国で製造されているとは限らない。

IV-4 日本から中国への象牙の密輸出

2009年11月11日、門司税関福岡空港税関支署は、無許可輸出(関税法111条)を行った中国国籍の男性と日本国籍の女性に対して、犯則処分*を科した。

2名に対する処分理由は、同年11月3日、63点の象牙および象牙細工品(価格650,000円)を携行品内に隠匿し、税関庁の許可なく中国に持ち出そうとしたというものである(財務省、犯則処分表(ワシントン条約事犯の犯則処分に係るもの), Tokyo Japan (in Japanese))。

これまで、日本からの密輸出にはあまり関心が払われてこなかった。しかし条件付1回限定輸入象牙の再輸出が禁じられているという観点から、中国への輸出には今後注意を払う必要があるかも知れない。

*犯則処分

税関長は、関税法に定める罰則適用相当の事案を「犯則事件」として処理する。密輸物件の輸入を差し止めた場合であるか、既に水際を突破し国内を流通する密輸物件を認めた場合であるかを問わない。犯則事件においては、嫌疑者に対し、関税法に定める罰金に相当する金額および没収に該当する物件(または追徴金に相当する金額)を納付すべき旨が通告される(「通告処分」関税法第138条第1項)。事案が懲役刑に相当する場合などは、税関長は検察官に対してただちに刑事告発をおこなう(関税法第138条第1項)。この場合、事案は犯則事件および刑事事件として処理されることとなる(関税法第140条第1項)。

第V章 日本の国内流通管理は、決議 Conf.10.10(COP15 改正)の定める全ての必要条件をみたすか？

V.1 CITES 事務局による日本の国内流通管理に対する検証と常設委員会による「取引相手国」への指定の経過

2006年10月に開催された第54回CITES常設委員会において、日本は、第12回CITES締約国会議で承認された条件付1回限定輸入について、取引相手国に指定されている。

これは、日本が「CITES事務局が、常設委員会との協議に基づき、輸入象牙が再輸出されないことならびに輸入象牙の国内製造及び国内取引について決議 Conf.10.10 (COP12 改正) の定めるすべての必要条件にしたがった管理を確保するに足りる国内法および国内流通管理を有する取引相手国であると検証」(2006年当時のCITES附属書注釈 ii))された結果である。

決議 Conf.10.10 の上記該当部分については、COP12 改正版と COP15 改正版とで内容は異なる。

決議 10.10(CoP15 改正)* ゾウの標本の取引

象牙の国内取引の管理について

国権の及ぶ範囲において象牙産業が存在するが組織化されておらずまたは管理されていない国、および象牙輸入国に指定された国に対し、包括的な法的、規制的及び法執行上の次の国内措置を採用するよう勧告する。

- a) 未加工象牙、半加工象牙および加工象牙製品を取り扱うすべての輸入業者、製造業者、卸売業者および小売業者を登録または免許すること
- b) 旅行者及び他の外国籍を有する者に対し、それらの者がそれを自国に輸入することが違法である場合には象牙を購入してはならないことを、特に小売店において周知する手続を全国的に確立すること
- c) 管理当局及び他の適切な機関が国内の象牙の流通を特に以下の方法で監視できるようにするための記録および検査手続を導入すること
 - i) 未加工象牙に対する強制的な取引管理
 - ii) 加工象牙に関する包括的かつ明らかに実効的な報告および法執行の仕組み

このCITES事務局による検証のプロセスは次のとおりであった。

2005年3月、「CITES事務局象牙国内流通管理検証ミッション」が来日し、日本の象牙国内流通管理の決議 Conf.10.10 (COP12 改正) (以下「決議 10.10」という) に照らした要改善点を指摘した。その結果、日本政府はこの要改善点に対する取組みを開始すべく、2005年6月、経済産業省、環境省ほか関係部局が中心となり「象牙国内流通管理体制評価と改善のための作業部会」

(以下「象牙作業部会」という)を設置する (WG for control of internal trade in ivory, 2005 a)。

そして、CITES事務局の指摘した要改善点に対応した「決議 10.10(Rev.CoP12)履行のための象牙取引国内管理体制強化行動計画」(以下「国内管理行動計画」という)を立ててその実施をはかることとなった (WG for control of internal trade in ivory, 2005 b)。

CITES事務局は、2006年7月に開催された第53回CITES常設委員会で、日本の検証手続は完了しておらず、日本政府とともに緊密に作業を続けると報告した (SC53Doc.20.1)。そして、2006年7月後半から8月にかけて再び来日、前回指摘した要改善点の改善状況を検証し、その結果を第54回CITES常設委員会(以下「SC54」という)に報告した (SC54 Doc. 26.1 (Rev. 1))。

SC54(2006年10月)は、報告書 (SC54 Doc. 26.1 (Rev. 1)) に示された情報に基づき、日本を条件付1回限定輸出の取引相手国に指定した。

しかし、SC54が日本の取引相手国指定に関する議論においては、多数の締約国が日本の流通管理のいくつかの要素について懸念を示していた。すなわち、登録事業者の数、個人的な(非事業者による)象牙の所有および象牙のフローを監視するために構築されたデータベースについてである (SC55 Doc. 10.1 (Rev. 1))。

そこで、SC54は、CITES事務局に対し、第55回CITES常設委員会(以下「SC55」という)において日本の象牙国内流通管理に関する最新情報を提供するよう要求した。この最新情報の報告は包括的なものであって、ゾウ取引情報システム(ETIS)の引用を含めあらゆる新たな情報を考慮するとともに、SC54における議論で表明されたあらゆる懸念に向けられたものでなければならず、SC55において日本の取引相手国指定を見直す理由となるあらゆる事項について常設委員会の注意を喚起しなければならないとされている (SC54 Summary Record)。

SC55(2007年6月)では、CITES事務局が日本の象牙国内流通管理の評価に関する進捗を報告し、SC54の時点においてそうであったように日本の状況は満足のいくものであると報告した (SC55 Doc.10.1 (Rev.1))。

2005~2006年の検証から既に6年以上が経過した。以下では、現在の日本が決議10.10の定めるすべての必要条件にしたがった管理が確保される国内法及び国内流通管理を有するといえるかどうかを検討する。

この間、象牙作業部会および同部会から派生した会議ないし打合せは、2006年12月以降一切開催されておらず(MoE, 2012b)、関連する法令および国内流通管理に変化はない。

そこで、以下の検討においては、SC54で多数の締約国から懸念が示された以下の点に重点を置くこととする。

- ・登録事業者の数
- ・個人的な(非事業者による)象牙の所有
- ・象牙のフローを監視するために構築されたデータベース

これらの事項は、CITES事務局による検証作業においても力点が置かれたはずのものであったが（SC54 Doc. 26.1 (Rev. 1)）、タカイチ事件の発生により、日本の国内流通管理のアキレス腱となっていることが浮き彫りとなつたため、そのあり方が改めて慎重に吟味される必要がある。

これらに加えて、任意の認定スキームについても考察する。タカイチ事件の発生により、このスキームの存在自体が国内流通管理の実効性を揺るがしかねないことが明らかとなつたためである。

V.2 象牙取引事業者の「登録または免許」と登録事業者の数

V.2.1 日本の国内法に基づく象牙取引事業に関する事項の届出

日本の国内法は、象牙取引を伴う事業を行おうとする者を「登録または免許すること」としていない。その代わり、象牙取引を伴う事業を「特定国際種事業」に指定し、事業に関する事項を届け出ることを義務づけているにとどまる（種の保存法第33条の2第1項）。

届け出るべき事項は、氏名、住所、業務を行う施設、業務開始日および在庫量とされている（同法同条同項、特定国際種事業に係る届出等に関する省令第1条第1項）。

届出事業者は、取引先に関する情報および象牙の入手先の聴取義務および取引に関する事項の台帳への記載および保存の義務を負っている（第33条の3第1,2項）。

V.2.2 2005～2006年におけるCITES事務局による検証結果

CITES事務局は、「登録事業者の数」に関する検証結果を次のように報告している。

日本のように象牙の取引と利用の歴史が長い国においては、商業目的である可能性のある象牙を所持するすべての個人または会社が登録されることが重要な課題である。しかし、事務局は日本の監督官庁がそのようにするためのあらゆる努力をこれまで行い、継続していることに満足するものである。無登録店で象牙を発見することは、中国でも同様のことがあったように、驚くべきことではない。重要なのは、日本の監督官庁がそのようなことを目にした時、それに注意を向け、適切に対応していることである。（“42”, SC54 Doc.26.1 (Rev.1)）

とりわけ、以前は自らを「象牙取引業者」とみなしていなかった中古品およびアンティークの取引業者に対して、新規の登録を促進するための努力が継続されている。このようにして、2007年3月末までには、さらに910の事業者が登録され、登録事業者の総計は11,971となった。（“7”, SC55 Doc. 10.1 (Rev.1)）

V.2.3 象牙取引業者は、単に事業に関する事項の届出が義務づけられるに過ぎず、「登録」なし「免許」されるものではない。そのため、監督官庁が取消権限を持つ「登録」または「免許」がされる場合と異なり、業者の違反行為を理由に業務を完全に禁止することができない。

決議 10.10 は、未加工象牙、半加工象牙および加工象牙製品を取り扱うすべての輸入業者、製造業者、卸売業者および小売業者を「登録または免許」することを求めている。

したがって、「登録事業者の数」を問題とする前に、種の保存法による事業に関する事項の届出の義務づけが、そもそも「登録または免許」と同視できるかどうかを問題としなければならない。

この点、日本の国内法においても、事業者規制の仕組みとして、「登録」や「免許」の制度は一般的なものである。例えば、「動物の愛護及び管理に関する法律」における動物取扱業者には「登録」制度が設けられている（法第 10 条）。これに対し、種の保存法は、象牙取引を伴う事業を含む特定国際種事業の規制については「登録または免許」を採用せず、より規制の弱い、事業に関する事項の届出義務を選択した（V.2.1）。

一般的に、「登録または免許」と「届出」との間でもっとも大きな効果上の差異は、取消しや抹消の仕組みの有無である。「登録」または「免許」制度においては、業者の違反行為を理由にそれらを取り消し、今後の業務を完全に禁止することができるのに対し、「届出」の取消なるものは存在しない。例えば、「登録」を採用している動愛法では、違反行為を理由として動物取扱業者の「登録」を取り消すことができる（同法第 19 条）。これに対し、象牙取引事業者については、どのような種の保存法に対する違反行為があろうとも、その業務を完全に禁止することはできない。

CITES 事務局は、日本の届出事業者を"registered"と表現しているが("14", SC54 Doc.26.1 (Rev.1))、不正確である。上記のとおり、「登録または免許」と事業に関する事項の届出義務との間には、本質的な違いがある。

V.2.4 違反行為をした象牙取引事業者に対する行政命令に課される法令上の制約

届出象牙取引事業者の違反行為（種の保存法上の義務に違反する行為）に対して、監督官庁が発することのできる行政命令の内容と、それに課された法令上の制約を、表 V-1 に整理した。

表V-1：届出象牙取引事業者に対する行政命令の内容と、それに対する法令上の制約

行政命令の内容	根拠条文
指示 <p>環境大臣および経済産業大臣は、届出事業者が以下の義務を怠った場合、事業を適正化して種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、遵守を確保するため必要な「指示」を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「特定器官等」＊の取引先に関する情報および象牙の入手先の聴取義務 ● 「特定器官等」＊の取引に関する事項の台帳への記載および保存の義務 	法第33条の4第1項、 第33条の3第1,2項
<p>* 「特定器官等」(施行令第2条の5)</p> <p>器官の全形が保持されていないことが必要条件とされている。 象牙の場合は、ホール・タスクを除く未加工象牙、すなわちカット・ピースと加工象牙がこれに当たる。</p>	
業務停止命令 <p>環境大臣および経産大臣は、届出事業者がその指示に違反した場合、事業の適正化による種の保存に支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、その事業に係る特定器官等＊を譲り渡す業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p>	法第33条の4第2項

行政命令に課された法令上の制約

- ホール・タスク取引に関する違法行為（無登録譲渡、虚偽登録、登録票のみの譲渡など）は、一切、業務停止命令の理由にならない。
- 業務停止命令は、ホール・タスクの取引には及ばない。
- どれほど悪質な違反行為があっても、業務を停止できるのは3ヶ月が限度である。

このように、「指示」や「業務停止」を命ずるにあたっての法令上の制約は厳しい。

今回のタカイチ事件のように、大量の無登録ホール・タスクの買取りという違法行為が行われても、その象牙取引事業全体の継続に対しては業務の改善を求める指示や業務停止命令は及ばないのである。

なお、特定国際種事業制度が種の保存法に導入されて以来、届出象牙取引業者に対して行政命令（指示または業務停止）が発令された実績は1件もない（2011年12月22日付「希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議」に関する要望書」（生物多様性保全・法制度ネットワーク）に対する環境省自然環境局野生生物課による口頭回答）。

2011年6月6日、JTEFは、監督官庁に対して、緊急にとられるべき11項目の申し入れを行ったが、そのうちタカイチの事業活動に対する行政命令に関するものは次の5項目であった。

1 業務停止命令

タカイチに対し、象牙の譲渡しの業務のすべてを3ヶ月の間停止するよう命じること

2 今後の象牙登録申請に対する受理拒否

タカイチが今後行なう象牙(ホール・タスク)の登録申請を受理しないよう、登録機関である自然研に指示すること

3 今後の象牙製品認定申請に対する受理拒否

タカイチが今後行なう、適正に入手された原材料から製造された製品であることの認定申請を受理しないよう、認定機関である自然研に指示すること

4 保有するすべての登録ホール・タスクにかかる登録票の返納の指示

タカイチに対し、保有する登録象牙を今後は市場に流通させないために、当該登録象牙にかかる登録票の返納を指示すること

5 廃業届出提出の指示

タカイチに対し、保有する在庫象牙を焼却する処置をとる前提で、廃業届の提出を指示した上、在庫の焼却処分が適正に実施されるよう監視すること

これらの申入れに対する監督官庁による回答は、法令上の根拠がないためそのような不利益処分を課すことはできない、というものであった (MoE and METI, 2011)。

この点、行政命令が及ばなくとも、コンプライアンスは罰則規定によって確保されているという主張もあるかもしれない。無登録象牙の譲渡し・譲受けに対しては、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科され、行為者とともに法人も罰金刑が科されることになっている (種の保存法第58条第1号、第65条)。

しかし、組織的な事業活動の継続は将来に渡って大きな経済的利益を生むことから、事業活動におけるコンプライアンス確保のための刑罰の効果は限定的であると一般に考えられている。そのため、業務停止命令を中心とした行政上の監督命令によるコントロールを強化することが重要であるといわれている (Kamiyama, 1996)。種の保存法による象牙取引業に対する規制においても、行政上のコントロールが強化されない限り、効果的なコンプライアンス確保は困難と考えられる。

この点、CITES事務局は、「日本の国内象牙流通管理に関する行政事務の実施と監督は、自然研に補佐させつつ、経済産業省および環境省が行っている("20", SC54 Doc.26.1 (Rev.1))」と述べるのみで、登録事業者に対する行政命令によるコントロールの実効性については、具体的な検証は行っていない。象牙取引事業者に対する行政上のコントロールは、改めて徹底した検証が必要な事項である。

V.2.5 届出促進の停滞

SC55までの日本政府による届出促進のための取組みは、次のとおりであった。

経済産業省は、象牙製品のうち印章、茶道具を扱う業者について、NTTタウンページ情報と事業者届出名簿とを突き合わせ、未届事業者の把握を試みた。その結果、4,692業者を検出した(WG, 2005d)。これらの事業者には2005年7月以降、DMで届出の指導が行われたが、2006年7月のWGにおいて、その後届出をしたのは937業者(20%)にとどまっていることが報告された(WG, 2006b)、象牙作業部会の最終回は2006年11月に開催されたが、その際も進展は報告されなかつた(WG, 2006c)。残る3,755という数は、経済産業省が把握した小売業者の25%(3,755 / 10,949+3,755)にも相当する。印章と茶道具以外の象牙製品を扱う業者については、具体的な成果は何ら報告されていない(WG, 2006c)。

CITES事務局によれば、SC55時点(2007年6月)での届出事業者の総計は11,971だという("7", SC55 Doc.10.1 (Rev.1))。経済産業省の集計した数字をまとめた表III-1によれば、2007年3月末時点での届出事業者の総数は11,822であり、上記と大差ない。そこで、表III-1に基づいてその後の届出事業者の変化を検討する。

まず、製造業者については、2007年、2009年、2010年とほとんど変化はないといえる。卸売業者についても、2007年、2009年とほとんど変化はない。

もっとも重要なのは、小売業者の数の変化である。なぜなら、CITES事務局がSC55(2007年6月)において、「とりわけ」「中古品およびアンティークの取引業者に対して、新規の届出を促進するための努力が継続されている」と報告していたからである("7", SC55 Doc.10.1 (Rev.1))。この点、2007年3月時点の数が10,949、2009年3月時点の数が10,383となっており、かえって減少している点が注目される。

このデータの見方について、SC55(2007年6月)時点においてほぼ既存業者の届出が完了していたから、その後数が増えないのだという主張もあるかもしれない。

しかし、今回のタカイチ事件は、事業の届出を行っていない古物業者らが多数、2006年から2010年にかけて象牙の違法取引にかかわっていたことを明らかにしている。法廷で供述した古物業者らは、当時、自らに象牙取引業の届出義務があるという認識を有していた形跡すらまったくない(Sakamoto, 2011b, c, d)。また、密輸した加工象牙を使用して製造したビリヤード・キーを販売していた2つの会社が、2007年5月31日と2007年10月31日に相次いで摘発されたが、いずれも象牙取引業に関する届出をしていなかった(Sakamoto, 2007c, Sakamoto, 2008)。

これらの事実から、2009年3月時点における小売業者の届出数の減少は、中古品およびアンティークを含め、小売業者の届出が2007年以降進まなかつたことを示していると理解すべきであろう。

届出義務が十分遵守されない根本的な原因是、特定国際種事業を取消しを伴う「登録」または「免許」事業とはせず、単に届出を義務付けるにとどめたことから、規制が軽視されている点にあると考えられる。

V.2.6 小括

象牙取引業を行なう者は、単に事業に関する事項の届出が義務づけられるに過ぎず、「登録」ないし「免許」されるものではない。

そのため、他の法律にみられる、監督官庁が取消権限を持つ「登録」がされる場合と異なり、業者の違反行為を理由に業務を完全に禁止することができない。

また、ホール・タスク取引に関する違法行為（無登録譲渡、虚偽登録、登録票のみの譲渡など）は、種の保存法上、業務停止命令の理由にならないため、タカイチ事件のように、大量の無登録ホール・タスクの買取りという違法行為が行われても、象牙取引業の停止を命じることすらできない。

実態として、SC55（2007年）以降から2009年3月時点にかけて小売業者の届出数が減少しているが、この結果も根本的には上記の制度的な問題に起因している可能性がある。

V.3 個人的な象牙の所有

V.3.1 日本の国内法に基づく未加工象牙の取引規制

「個的な象牙の所有」がなぜ日本で問題になるのかを理解するため、まず、個々の象牙を対象とした国内取引規制の内容を概観する。

象牙の譲渡しはしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない（法第12条第1項）。

- ・象牙の「特定器官」として政令で要件を定めるもの（種の保存法第12条第1項第3号）

政令が定める「特定器官」の要件は「全形が保持されていない」とことされている（施行令第2条の5）。すなわち、ホール・タスク以外のすべての象牙に対し、個々の譲渡し規制の適用が除外されている。したがって、決議10.10が「未加工象牙」として定義するカット・ピース＊は規制の対象外ということになる。

決議10.10

定義

- 「未加工象牙」とは、研磨の有無もしくは形状にかかわらずすべての象牙ホール・タスクを含み、また研磨の有無もしくは元の形状をどのように改変したかにかかわらずすべての象牙カット・ピースを含む。ただし、「加工象牙」は除く。

- ・法第20条の登録を受けた象牙（法第12条第1項5号）

象牙のうち政令で定める「登録要件」に該当するもの（特定器官等は除かれるので、ホール・タスクのみとなる）の正当な権原に基づく占有者（所有者や所有者からの受託者）は、環境大臣の登録を受けることができる（法第20条第1項）。

登録を受けたホール・タスクの譲渡しは、登録票とともにしなければならない（法第21条第2項）。

したがって、ホール・タスクを所持する者は、登録を受けない限りその譲渡をしてはならないが、所持する限りでは、登録するかどうかは任意である。

個々の象牙を対象とした取引規制のあり方が以上のとおりである結果、これまで次の点が議論となってきた。

◇すべてのカット・ピースについては、所持はもちろん、個々の譲渡しすら規制されていないこと

この点、1996年に行われたアフリカゾウ専門家パネルの検証においては、「日本の象牙在庫

に対する管理はホール・タスクについては良好だが、牙の部分については改善が必要である」と指摘されていた (CITES Panel, 1997)。しかし、CITES事務局による1998年の検証(Doc. SC.41.6.1 (Rev.) Annex 2)および2005～2006の検証 (SC54 Doc.26.1 (Rev.1)) は、この点にふれていない。

◇国内で所持されているホール・タスクは、譲渡しを行う段階にならない限り登録が義務づけられず、監督官庁がその国内在庫の実態を把握する方法もないこと

この点は、2005～2006の検証作業における主要な検証対象とされている (SC54 Doc.26.1 (Rev.1), SC55 Doc.10.1 (Rev.1)) 。

V.3.2 2005～2006年におけるCITES事務局による検証結果

CITES事務局は、「個人的な象牙の所有」について、次のように検証結果を報告している。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(以下「種の保存法」または「法」ともいう)は、CITES附属書I掲載種の所有権、占有権の移転を規制しており、贈与を含むすべての権利の移転が規制の対象となる("8", SC55 Doc.10.1 (Rev.1))。商業目的で未加工象牙を輸入した者、所持する者、取得する者は、その象牙を政府に登録しなければならない。登録時には、登録票が交付され、その詳細がデータベースに入力される。すべての象牙が登録される際には、合法的な出所と取得権限が証明されなければならない。("13", SC54 Doc.26.1 (Rev.1))

象牙を保有する者の意図が商業目的であるか否かにかかわらず牙を登録するよう勧奨する努力が続けられている。2006年7月から2007年2月までの間に、さらに283本の牙が登録データベースに加えられた。この数字は222本の個人（著者注：非事業者）に所有されているものを含む。結果的に、2007年2月時点で登録牙が6,200本存在することとなった ("8", SC55 Doc.10.1 (Rev.1))。

V.3.3 CITES事務局による検証が終了して4年が経過した後、「個人的な象牙の所有」が違法取引を生み出す巨大な温床となっている実態が明らかとなった。

タカイチ事件は、少なくとも2005年から2010年の間、無登録未加工象牙の闇流通が、登録牙の正規流通の31～87%の規模（本数比）で併存していたことを明らかにした（第II章）。

すなわち、「個人的な象牙の所有」が違法取引の巨大な温床になっている事実が明らかになったのである。

CITES事務局の報告("8", SC55 Doc.10.1 (Rev.1))は、「個人的な象牙の所有」問題について、象牙の所持者が任意に登録申請するよう促す努力を継続すればよいという姿勢にも見えるが、タカイチ事件で明らかになった事態の深刻さを考慮に入れれば、認識を新たにする必要がある。

V.3.4 無登録象牙の登録牙へのロンダリングの横行

問題は、無登録未加工象牙の闇流通が登録牙の流通と併存するということだけではない。闇流

通と正規流通との交錯、すなわち無登録象牙の登録牙へのロンダリングが横行している実態も明らかとなつた。

登録票の流用：タカイチ事件にみるロンダリングの手口

タカイチの KT および MT が逮捕された際、「象牙の登録票を使い回し、登録されていない牙の取引をしていた」ことが報道された（産経新聞 2011 年 6 月 9 日）。事実、タカイチは無登録象牙に登録済牙の登録番号を記載したガムテープを貼り付け、登録済であるように装っていたことが公判で明らかにされている（Sakamoto, 2011a.）。つまり、登録牙が切断されて製造に用いられていたにもかかわらず、その登録票が返納されることなく、無登録象牙を登録されたものと装うために温存されていた可能性がある。

虚偽登録

既に述べたとおり（I.3）、タカイチ以外の業者が虚偽の事実を申請して登録を行つた事件も発覚している。古物業者 NO らは、違法に譲り受けた無登録象牙について、知人名で虚偽の取得経緯文書を作成することで、容易に虚偽登録を成功させている。

V.3.5 登録規模：「個人的な象牙の所有」在庫から登録牙在庫への正規加入

近年の登録ホール・タスク在庫の新規加入量と消費量を比較してみる（表 II-2）。

期間は、2005～2010 年の 6 年間のうち、条件付 1 回限定輸入象牙が大量に登録された 2009 年を除いた 5 年間とする。

新規加入量は、登録にかかるホール・タスクの量によって、消費量は、登録票返納にかかるホール・タスクの量（基本的に製造のために消費されたものと考えられる。II.2 参照）によって把握できる。結果は次のとおりである。

- ・在庫加入量（新規登録）：1,948 本(28,761.48kg)
- ・在庫消費量（登録票返納）：1,851 本(22,898.77kg)

この在庫加入（新規登録）の供給源は、大部分が「個人的な象牙の所有」在庫と考えられるが（“8”, SC55 Doc.10.1 (Rev.1) 参照）、その加入速度は消費を上回るペースである。

しかし、「個人的な象牙の所有」在庫が、輸入禁止（1990 年）から 20 年を経ても、これほどまでに潤沢だというのは不自然に思われる。「非事業者が昔から所有していた牙」が密輸象牙の隠れ蓑になっているのではないか？という疑いの目を向ける慎重な態度が必要というべきである。

V.3.6 未加工象牙登録手続の欠陥

「個人的な象牙の所有」という闇流通の温床の存在と、無登録象牙のロンダリングの横行は、密輸象牙排除が困難であること意味している。「個人的な象牙の所有」在庫の実態を、早急に把握しなければならない。その一方、それらを性急に正規流通に乗せることは、ロンダリングを助長するおそれがある。

つまり、「個人的な象牙の所有」問題を解決するためには、次の2つの要請を、両者間に矛盾を

生じさせることなく充足する仕組みが必要である。

- ・監督官庁すなわち環境省および経産省が「個人的な象牙の所有」在庫を網羅的に把握することにより、製造原材料として闇流通する未加工象牙の温床を縮小すること
- ・公式に把握された在庫の中から正規流通（取引のための登録）を認める未加工象牙は、登録要件（条約適用前国内取得または条約適用前輸入）審査において慎重にスクリーニングすること

しかし、日本の国内象牙流通管理がこれらの要請に応えようとすると、現行の種の保存法、同法を施行する政令である種の保存法施行令（以下「施行令」という）、同じく省令である種の保存法施行規則（以下「施行規則」という）の規定上、いくつもの問題点に直面する。主要な問題点は次のとおりである。

- a. 国内で所持されている未加工象牙を把握するための義務的手続が存在しない。
 - ・・・そのため、出所不明の国内在庫が違法取引の温床となっている。
- b. 未加工象牙の登録制度が、大きさ・重量を問わず、すべてのカット・ピースに適用されない。
 - ・・・そのため、意図的にホール・タスクを分割して登録義務を回避する行為を防止できない。
- c. 登録申請において登録要件（条約適用前国内取得または条約適用前輸入）が備わっていることを厳格に証明する公的機関発行の書類が必須とされていない。
 - ・・・そのため、登録要件を欠く象牙のロンダリングを防止することが困難である。
- d. 登録の際に牙の同一性を識別するためのマーキング手続が存在しない。
 - ・・・そのため、他の象牙の登録票やその登録番号を別の象牙のために流用する違反行為を防止することが困難である。
- e. 登録の有効期間と期間更新手続が存在しない。
 - ・・・そのため、製造に消費した象牙の登録票やその登録番号を別の象牙のために流用することを容易にしている。

以下、それぞれの問題点について詳しく論じる。

a. 国内で所持されている未加工象牙を把握するための義務的手続が存在しない。

- ・・・そのため、出所不明の国内在庫が違法取引の温床となっている。

ホール・タスクを所持する者は、登録を受けない限りその譲渡をしてはならない一方、所持する限りでは、登録するかどうかは任意である。その一方、ホール・タスクを登録する際は、登録要件の存在を示して登録申請しなければならず（法第20条第1項）、手数料も納付しなければならない（法第29条第1項）。このような負担を伴う行為は、法的に強制されない限り避けられがちになるのは当然である。

したがって、網羅的に所持在庫をあぶり出すためには、登録制度とは別の情報把握の仕組みが必要となる。別の方法として登録手続を緩和する主張があるかも知れないが、不適切である。なぜなら、所持在庫の把握には役だっても、条約適合性のスクリーニングが甘くなり、違法な出所

を持つ象牙のロンダリングを助長するリスクが高まるからである。

具体策としては、所持する象牙の届出制度を新設するべきである。その概略は次のとおりである。

- ・届出は義務とする。
- ・届出には一定の期限を付す。
- ・届出事項には、所持する象牙を特定するための最小限の情報（長さ・重量、占有開始時等）を含めるものとする。
- ・無届または期限を超過して届出された象牙の（譲渡しのための）登録申請は、すべて拒否されるものとする。

以上のような法的仕組みを設ければ、譲渡しの段階で、未知の国内在庫が登場することはなくなる。

b. 未加工象牙の登録制度が、大きさ・重量を問わず、すべてのカット・ピースに適用されない。

・・・そのため、意図的にホール・タスクを分割して登録義務を回避する行為を防止できない。

既に述べたとおり、個々の象牙の譲渡しに対する規制は、ホール・タスクにしか及ばない。したがって、ホール・タスク以外のものは、登録を受けることなく譲渡できる。そこには加工象牙だけでなく、あらゆる大きさ、重量のカット・ピースも含まれる。

しかし、製造業者間で材料として取引される未加工象牙は、ホール・タスクの形態をとるとは限らない。印章を切り出す主要なカット・ピースとして、中空部分のない牙の中間の部位が取引されることもある。したがって、無登録ホール・タスクを所持する者がその一部を分割することによって、規制をまぬかれてしまうことを防止する必要がある。また、日本で発覚した大量の未加工象牙密輸事件（表IV-2 事件1,3）においては、牙はいずれも切断されており（図V-1,2参照）、それらのカット・ピースが正規の流通に紛れ込むおそれを防止しなければならない。したがって、登録対象をホール・タスクのみに限定するのではなく、一定サイズ以上のカット・ピースにも拡大すべきである。

図V-1 表IV-2の事件1（2000年）において密輸された象牙



図V-2 表IV-2の事件3（2006年）において密輸された象牙



登録対象とするカット・ピースのサイズについて

登録すべきカット・ピースとしては、決議10.10でマーキングの対象とされている重量が1kg以上かつ最大寸法が20センチメートル以上のサイズを採用することが考えられる。

現行法上、カット・ピースの登録は義務付けられてはいないが、1995年、10,072個 (91,809.4kg) のカット・ピースが、一度だけ登録されたことがある (WG for control of internal ivory trade, 2006 a)。これは、特定国際種事業者の届け出たカット・ピース在庫について任意に登録申請するよう行政指導が行われ、届出事業者らが占有する一部が登録されたものと推測される。この事実は、カット・ピースの登録が実務的に可能であることを示している。

- c. 登録申請において登録要件（条約適用前国内取得または条約適用前輸入）が備わっていることを厳格に証明する公的機関発行の書類が必須とされていない。

・・・そのため、登録要件を欠く象牙のロンダリングを防止することが困難である。

現行法上、ホール・タスクの登録に当たっては、申請者が象牙を条約による規制適用日前（ア

フリカゾウの場合は 1990 年 1 月 18 日の前) に「本邦内において取得し、又は本邦に輸入した者が記載した当該取得又は輸入に係る経緯を明らかにした書類」の提出が求められている。

問題は、その書類が取得または輸入した当人が記載したものとされていることである(法第 20 条第 2 項、施行第 4 条第 2 号、施行規則第 11 条第 2 項)。取引当事者による取得経緯の説明は信用性が乏しい。既に述べたとおり(I.3)、2011 年 3 月の象牙虚偽登録事件では、古物業者らが、知人名で虚偽の取得経緯文書を作成することで、容易に虚偽登録を成功させている。

これに対しては、虚偽登録そのものに対する罰則(法第 59 条第 3 号)によりそのような登録は防止できるという主張もあるかもしれない。

しかし、過去の取得又は輸入の事実が虚偽であることを法執行機関が立証することは一般に困難であり、罰則による威嚇のみで虚偽登録申請を防止できると割り切ることに根拠は乏しい。

実際、登録機関である自然研も、「公的機関が発行するものでない」書類については、「申請者及び数少ない協力者により容易に虚偽の内容の書類を作成することができ、かつ、申請書類として受理した後に、その内容の虚偽性を証明することが困難だという性格を有している」と認めている(JWRC 2001)。「当該取得又は輸入に係る経緯を明らかにした書類」は公的機関が発行したものに限定することが必須というべきである。

そこで、法令上、公的機関の発行した条約適用前取得または輸入の事実を証明する書類を具体的に法定し、その提出を義務づけるべきである。

公的機関の発行した条約適用前取得または輸入の事実を証明する書類について

- ・「条約適用前の国内取得」の場合：象牙が資産計上されている税務申告書または象牙取得にかかる納品書もしくは領収書(入手先が条約上の輸出許可書の控えまたは税関の輸入許可印のある輸入(納税)申告書の控えを提出できる場合に限る。)
- ・「条約適用前の輸入」である場合：条約上の輸出許可書の控え(アフリカゾウはその種全体が、CITES が発効した 1975 年から 1989 年まで、附属書 II に掲載されていた。) または税関の輸入許可印のある輸入(納税)申告書の控え

d. 登録の際に牙の同一性を識別するためのマーキング手続が存在しない。

・・・そのため、登録票を別の象牙のために流用する違反行為を防止することが困難である。

現行法上、登録審査における未加工象牙の同一性識別は、登録機関が次の申請書上の記載および添付書類によって行うこととなっている(施行規則第 11 条)。

- ・申請書における「全長」、「重量」、「その他の特徴」の記載(「その他の特徴」は必須ではない)。
- ・牙の全体像を撮影した写真 1 枚の提出

タカイチ事件のような無登録象牙取引を摘発するためには、取引された象牙が無登録であることを立証しなければならない。ところが、「全長」、「重量」が同じような牙はいくらもあり、形態も比較的単純である。1995 年から 2011 年までの間の登録実績は 1 万 8 千本にも達すること(表 III-2 参照)を考えれば、上記の資料のみによって特定の牙を他の多数の牙から識別することが常に可能とはいえない。登録の際、個々の象牙自体に明確な識別方法を施すことは、二重登録の

防止に資するだけでなく、無登録象牙取引の取締りにおける検査機関の過重な負担も取り除くことにもなる。

登録すべき未加工象牙を識別するためには、牙自体へのマーキングを行い、それが実施済みであることを確認するための現認手続が必要である。

e. 登録の有効期間と期間更新手続が存在しない。

- ・・・そのため、製造に消費した象牙の登録票を別の象牙のために流用する違反行為を防止することが困難である。

未加工または半加工の牙は、登録後加工材料に用いられる可能性が一般的に高い。このようなものについては、登録票が返納されることなく長年の歳月が経過した場合、返納義務が怠られていると疑うことに合理性がある。登録票の有効期間と期間更新手続があれば、そのような事態をチェックすることが可能だが、現行法にはそのような仕組みがない。

V.3.7 小活

「個人的な象牙の所有」問題を解決するためには、次の2つの要請を、両者間に矛盾を生じさせることなく充足する法的仕組みが必要である。

- ・監督官庁が「個人的な象牙の所有」在庫を網羅的に把握することにより、製造原材料として闇流通する未加工象牙の温床を縮小すること
- ・公式に把握された在庫の中から正規流通（譲渡しのための登録）を認める未加工象牙は、登録要件（条約適用前国内取得または条約適用前輸入）審査において慎重にスクリーニングすること

しかし、現行種の保存法には、次の問題点があるため、その仕組みの構築が困難である。

- ・国内で所持されている未加工象牙を把握するための義務的手続が存在しない。
- ・未加工象牙の登録制度が、大きさ・重量を問わず、すべてのカット・ピースに適用されない。
- ・登録申請において登録要件（条約適用前国内取得または条約適用前輸入）が備わっていることを厳格に証明する公的機関発行の書類が必須とされていない。
- ・登録の際に牙の同一性を識別するためのマーキング手続が存在しない。
- ・登録の有効期間と期間更新手続が存在しない。

V.4 象牙の流通を監視するために構築されるデータベース

V.4.1 日本において「象牙の流通を監視するために構築されるデータベース」

日本では、象牙国内流通管理に関し、2つのデータベースが構築されている。

- ・ホール・タスクデータベース

自然研は、登録ホール・タスクに関する情報を含むコンピューター・データベースを管理して

いる。このデータベースには、登録票の数、所有者の数、登録票発行日、個々の登録されたホール・タスクの寸法、重量および牙の上のマーキング（著者注：日本の国内流通管理制度に基づいて付されたものではない）の情報を含む(Panel, 1997)。

また、このデータベースには、任意の認定スキーム (V.5参照) に基づく申請にかかるカット・ピース、そこから製造された象牙製品に関する情報が入力されている。新たに入力されたデータは自動的に比較照合され、認定申請された製品の数量がその由来するホール・タスクと比較して合理的な範囲を超える場合には警告メッセージが発せられるようになっている。 (Doc. SC.41.6.1 (Rev.) Annex 2, Inf.SC. 41.4)

・台帳データベース

経済産業省は、届出事業者から報告徴収した取引記載台帳上の情報を記録、検討するためのデータベースを管理している(SC54 Doc.26.1 (Rev.1))。

このデータベースは、届出事業者が台帳上に記録するよう義務づけられている「取引に関する事項」すなわち、取引先、象牙の入手先、取引象牙の重量及び主たる特徴、取引年月日、取引後の在庫量等（種の保存法第33条の3第1,2項、特定国際種事業に係る届出等に関する省令第2条）の入力が想定されたものである。

このデータベースは、1998年11月に行われたCITES事務局ミッションの検証の時点では存在せず (Doc. SC.41.6.1 (Rev.) Annex 2)、その後、構築されたものである(SC54 Doc.26.1 (Rev.1))。

V.4.2 2005～2006年におけるCITES事務局による検証結果

CITES事務局は、象牙の流通を監視するために構築されるデータベースについて、次のように検証結果を報告している。

日本が取引業者を登録し象牙の流通を監視するために導入した改良版データベースに関する議論において、あるNGOが、2006年のミッションによる検証時に事務局の前でデータベースが実演されたにもかかわらず、それが運用可能かどうかについて疑問を呈した。そこで事務局が日本の監督官庁にさらなる情報を求め、2007年4月時点で回答を得たところでは、83,000点のデータが入力され、意図されたとおりにデータベースが利用され、在庫および取引が記録されているとのことである。この情報は、業者が提出することを求められている定期的な報告（台帳上の記載）から収集されたものである。（“10” SC55 Doc. 10.1 (Rev.1)）

以上の報告に基づき、CITES事務局は、「SC54時点においてそうであったとおり、日本の状況は満足のいくものである」と結論した。 (SC55 Summary Record)

ところで、台帳データベースが存在しない1998年11月時点で行われたミッションによる検証の際、CITES事務局は、台帳上のデータをコンピューター化することに加え、ホール・タスクデータベースとの明確な連携の必要性を指摘していた。

しかし、通産省および環境庁の検査官がこのデータベースを参考のツールとして活用

することは別としても、データベースと法律で義務づけられた台帳システムとの間には明確な連携がないことは指摘しなければならない。事務局は、認定シール申請に連携して任意に記録がなされるスキームに関する情報よりも、保存が義務づけられた台帳上の情報をコンピューター化するほうが望ましいと確信する。(Doc. SC.41.6.1 (Rev.)

Annex 2)

ところが、2005～2006年の検証では台帳上の情報のコンピューター化のみが注目され、それとホール・タスクデータベースとの連携については検証が行われた形跡がない。

V.4.3 台帳上の情報を入力するデータベースの設計内容 (CITES事務局による検証当時)

上記のとおり、1998年にCITES事務局が指摘したところに従い(Doc. SC.41.6.1 (Rev.) Annex 2)、経済産業省は報告収集に応じて業者が提出する台帳上の情報をコンピューター化しようとした。その成果がV.4.1で述べた台帳データベースである。「生牙・象牙製品の流通監視」を目的としており (METI, 2006)、「製造業者から小売業者までの取引情報の検索・閲覧等を可能とする」ものが目指されていた (WG, 2005 c)。

台帳データベースによる具体的な監視事項、機能、そのために入力が必要となる情報は表V-2のとおりである。

表V-2: 台帳データベースによる監視事項、機能および入力が必要となる情報

具体的な監視事項	データベースの機能	入力が必要となる記載台帳上の記載項目	入力が必要となる記載台帳外の情報
A 未登録牙 (著者注: ホール・タスク) 使用の有無	登録牙 (著者注: ホール・タスク) の重量整合性チェック	①取引日 ②取引先 ③取引製品名称 ④取引区分 (仕入・売上) ⑤取引量 ⑥在庫量 【著者注】 1) ⑤、⑥の単位は、カット・ピースについて重量 (kg)、製品について個数	【情報源】ホール・タスク登録情報に関するデータベース (運営主体: 自然環境研究センター) ①登録者 ②登録日 ③牙の重量 ④登録票返納日
B 未届事業者の存在	取引先届出チェック	2) 機能をBに限定すれば、入力が必要なのは②のデータのみで足りる。	—
C 象牙 (著者注: カット・ピース) および製品流通状況	象牙 (著者注: カット・ピース) および製品の流通チェック	3) 機能をDに限定すれば、入力が必要なのは年度末の日における⑥のデータのみで足りる。	—
D 象牙 (著者注: カット・ピース) および製品在庫量の整合性	在庫量の前年チェック		—

Source:

Ministry of Economy, Trade and Industry (2006), Application of a database in which the information included in the ledger collected from the registered dealers dealing with ivory, Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)

V.4.4 台帳データベース運用の現状

SC55においてCITES事務局が日本の国内流通管理に関する情報をアップデートしてから5年が経過した。そこで、現在の台帳データベースの運用状況を検討する。

現在、台帳データベースに入力されている取引記載台帳上の記載項目は、表V-3のとおりである。

表V-3: データベースに入力する取引記載台帳上の記載項目（2012年1月時点）

記載台帳の種類	DBに入力する取引記載台帳上の記載項目*	取引記載台帳報告徴収済みの年度	入力済みの年度
製造業者 (カット・ピース)	事業者番号 事業者名称 <u>取引先</u> <u>年度末の在庫量</u>	2001～2009年度	2001～2009年度
製造業者 (製品)	製品名(カテゴリー) 事業者番号 事業者名称 <u>取引先</u> <u>年度末の在庫量</u>	2001～2009年度 **	2001～2009年度 **
卸売業者 (製品)	↑	2001～2008年度 **	2001～2008年度 **
小売業者 (製品)	↑	2001～2008年度 **	2001～2008年度 **

* データベースには、記載台帳上の記載項目以外に、事業届出書の内容（住所、電話番号、業務を行う施設の名称・所在）が入力されている。

** 印章以外の製品については、2004年度10月分以降（2004年10月から規制が導入されたため）

Source:

Ministry of Economy, Trade and Industry (2012)a, "Regarding Database on the Business of Specified International Endangered Species on Jan. 17th in 2012, Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)

表V-3に示された運用を表V-2に当てはめれば、監視が可能な事項が明確になる。すなわち、「取引先届出チェック」による「B 未届事業者の存在」および「在庫量の前年チェック」による「D 象牙（著者注：カット・ピース）・製品在庫量の整合性」である。

記載台帳の取引製品名称別、取引区分（仕入、売上）別の取引量の入力がなく、ホール・タスク登録データベース上のデータ入力もないため、「登録牙重量整合性チェック」による「A 未登録牙使用の有無」および「C 象牙（著者注：カット・ピース）・製品流通状況」の監視はまったく機能していない。

なお、データベースの基礎となる台帳の報告徴収は、2012年1月時点において、製造業者について2009年度（2010年3月まで）、卸売業者・小売業者については2008年度（2009年3月まで）までしか実施されていない（2012年1月時点）（表V-2）。

V.4.5 ホール・タスクデータベースと台帳データベースとの連携の欠如

既に述べたとおり（V.4.2）、CITES事務局は、1998年の検証に基づき、台帳上の情報のコンピューター化、ホール・タスクデータベースとの連携をセットで求めていた。（Doc. SC.41.6.1 (Rev.) Annex 2）

しかし、このホール・タスクデータベースと台帳データベースとのシステム上の連携は実現されていない。

その理由は、2つのデータベースは、既に述べたとおり、それぞれ別の機関が別々に構築していることがある（V.4.1参照）。しかも、妥協策として構想された登録データベース上の情報の台帳データベースへの入力（V.4.3参照）すら、実現していない（V.4.4）。

結局、1998年当時同様、ホール・タスクデータベースと台帳上の情報との間には連携がないままである。

V.4.6 台帳データベースの機能が一部しか実現していないことの弊害

「登録牙重量整合性チェック」による「A 未登録牙使用の有無」および、「C 象牙（著者注：カット・ピース）・製品流通状況」の監視が依然として機能しないことの弊害は、今回のタカイチ事件に対する監督官庁の対処を見れば明らかである。

既に述べたタカイチ事件が象牙の国内流通全体に対して与えかねない影響を考えれば、環境省および経産省は、タカイチによる違法取引が、「表」の取引とまったく重なり合いのない「裏」取引なのか、それともロンダリングにより「表」と「裏」の「交錯」が生じているのかを検証しなければならなかつた。そして、もし「交錯」＝ロンダリングの存在が疑われるならば、

- ・虚偽登録（6月以下の懲役または50万円以下の罰金。種の保存法第59条3号）
- ・返納義務違反（30万円以下の罰金。種の保存法第63条6号、第22条1項）
- ・立入り検査における虚偽の陳述（30万円以下の罰金。種の保存法第63条7号、第33条の5、第33条第1項）

等について警察へ告発すべきであった。

しかし、既に述べたとおり、取引製品名称別、取引区分（仕入、売上）別の取引量の入力がなされておらず、ホール・タスク登録データベース上のデータ入力もないデータベースでは、このようなアクションをとることはまったく不可能だったのである。

V.4.7 小活

日本政府は、CITES事務局の指摘にしたがい、「生牙・象牙製品の流通監視」を目的として、「製造業者から小売業者までの取引情報の検索・閲覧等を可能とする」データベースをめざした。その鍵は、台帳上データの全面的なコンピューター化と、そうして構築した台帳データベースを既存のホール・タスクデータベースと連携させることであった。

しかし、結局、その両方が進展しない結果、台帳データベースの機能は、未届事業者の存在のチェックおよび全事業者が保有する在庫量全体の整合性のチェックにとどまっている。未登録牙使用の有無およびカット・ピース・製品流通状況の監視は不可能な状況である。

今回のタカイチ事件に際しても、ロンダリングすなわち違法に取引されたホール・タスクから製造された印章在庫と、正規に流通する在庫との間に「交錯」が生じているのか否かをまったく解析することができなかつた。

V.5 任意の認定スキーム

V.5.1 認定スキームの概要

届出事業者は、特定器官の譲渡をする場合、その入手の経緯等に関する事項を記載した「管理票」を任意に作成することができる（法第33条の6第1項）。

環境省および経産省は「管理票」またはホール・タスクの登録票とともに譲り受けた原材料から製品を製造した届出事業者の申請に基づき、その製品がホール・タスクの登録要件（条約適用前国内取得または条約適用前輸入）に該当する原材料から製造されたことを「認定」することができる（法第33条の7第1,2項）。認定申請するかどうかは製造業者の任意にゆだねられている。

「認定」は、環境大臣に登録された認定団体（自然研）が行う。

製品が「認定」を受けると、認定にかかる製品ごとに認定があった旨を表示する標章（以下「認定シール」という）を交付しなければならない（法第33条の7第3項）。認定シールには認定機関の他、個々のシリアル番号、認定年月日、CITESのロゴ、監督官庁の名称が印刷されている（特定国際種事業に係る届出等に関する省令第9条）。シールの形状は直径3cmの円形で、4cm×4cmの格子形の台紙上に付されている（Panel, 1997）。

図V-3 標章（認定シール）の様式

様式第2（第9条関係）



内円の外径は、外円の直径の $\frac{2}{3}$ とする。

V.5.2 2005～2006年におけるCITES事務局による検証結果

CITES事務局は、任意の認定スキームについて次のように報告している。

1999年に現存した任意の仕組みが存続している。すなわち、製造業者が申請すると、顧客に交付するための、個別の番号が付された認定シールを受領することができる。この認定シールには、その購入対象物が合法的に輸入された象牙在庫に由来すること、CITESの要求事項を遵守していることが明示されている。このスキームに参加する事業者は、スキームについて記載したシールを店頭に展示することができる（“17”, SC54 Doc.26.1 (Rev.1)）。

任意の「認定」スキームはおそらく理想的ではない。なぜ当初から義務化されなかつたのか、理由は明らかではない。（“43”, SC54 Doc.26.1 (Rev.1)）

V.5.3 任意の認定スキームは、「理想的でない」だけでなく、出所不明の未加工象牙から製造された製品流通を助長するおそれがある

「認定」は任意のスキームである。つまり、認定シールがあろうとなかろうと、象牙製品は合法に販売できる（Panel, 1997）。しかし、このスキームは、無意味な制度だと無視するだけでは済まされない問題をはらんでいる。

認定スキームに関する種の保存法の規定はV.5.1で述べたとおりであるが、認定スキームに関する禁止行為と、そのコンプライアンス確保のための罰則は次のとおりである。

- ・虚偽認定申請（同第63条8号）に対する罰則は、20万円以下の罰金である（同第63条9号）。
- ・認定シールは、それが対応する認定製品以外のものに取り付けはならず（同第33条の7第4項）、その違反に対する罰則は、20万円以下の罰金である（同第63条9号）

この認定スキームに関する禁止行為および罰則の定め方の問題点は、次のとおりである。

- a. 認定シールを無認定製品ともに販売することは、それに「取り付け」ない限り禁止されない。

そのため、無認定の製品がたとえ違法に仕入れられた無登録象牙から製造されたものであったとしても、他の製品のために交付された認定シールとともに販売することは合法ということになる。

なお、現実には、認定された象牙印章に認定シールが「取り付け」られることはない。流通する象牙製品の中で圧倒的な割合を占める象牙印章については、未認定製品への「取付け」禁止自体、もともと意味がないのである。

既に述べたとおり、認定シールの直径は3cmもあり（図V-4参照）、「それらを印章に使用することは、かなり非現実的である」とはCITES事務局が指摘しているとおりである（“19”, SC54 Doc.26.1 (Rev.1)）。当然のことであるが、認定シールの当該認定製品以外への取り付けに対する罰則は、1995年の施行以来17年間、適用例が1件もない。

- b. 認定シールのみを取引することが禁じられていない。

そのため、違法行為を行っている製造業者は、いくばくかの隠れ蓑の効果を狙って、他の製造業者から認定シールを買い取ることもできる。

この認定シールに対する法律上の取扱いは、ホール・タスクの登録票のみを取引することが禁止されているのと（同第21条第3項）明確に異なっている。

タカイチ事件は、2005～2010年の期間、多ければ47万3千本（年平均で9万4千本）もの象牙印章が、出所不明の象牙から製造され、流通していたことを明らかにした（II.2）。こ

これらの印章の一定の部分が認定シールとともに販売されていた可能性は否定できない。

認定シールには、CITESのロゴ、監督官庁の名称まで印刷されている。「任意の認定スキーム」が出所不明の未加工象牙から製造された製品流通を助長しているおそれは強い。

V.5.4 小活

「任意の認定スキーム」によって交付される認定シールは、「取り付け」ない限り、無認定製品にともに販売することが合法である。また、認定シールのみを取引することも禁じられていない。

タカイチ事件は、抜け穴だらけの現行認定スキームの下で、未登録象牙から製造された大量の印章が認定シールをも伴って販売されているおそれを抽象的なものから具体的なものへと転換したといえる。「任意の認定スキーム」が出所不明の未加工象牙から製造された製品流通を助長しているおそれは強い。

任意の認定スキームは、事業者の聴取義務・台帳記載保存義務とリンクさせ、完全な義務化を行わない限り、むしろ有害な存在といえる。

V.6 結論と提言

—日本の国内法および国内流通管理は、決議 10.10 の定めるすべての必要条件を満たすか—

決議 10.10 に定められた要件ごとに、第 V 章に述べた日本の国内法および国内流通管理の問題点を、表 V-4 に整理した。

表 V-4 のとおり、現行の日本の象牙国内流通に関する法令および法執行は、決議 10.10 の必要条件を充足しているとは到底いえない。

そこで、日本政府に対して、次のとおり提言する。

密輸象牙を国内市場から徹底的に排除すべく、種の保存法および関係政省令ならびに象牙の国内流通管理と法執行が、決議 10.10(Rev.CoP15)の「象牙の国内流通管理について」に含まれる必要条件のすべてを充足するよう全面的な見直しを行うこと。

表V-4：CITES 決議Conf.10.10(Rev.15)「象牙の国内取引管理について」の必要条件に照らした、日本の法令と国内象牙流通管理の問題点

決議が要求する 「包括的な法的、規制的 及び法執行上の国内措置」	日本の法令および象牙の国内流通管理の問題点
<p>a) 未加工象牙、半加工象牙および加工象牙製品を取り扱うすべての輸入業者、製造業者、卸売業者および小売業者を登録または免許すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●象牙取引業を行なう者は、単に事業に関する事項の届出が義務づけられるに過ぎず、「登録」ないし「免許」されるものではない。 そのため、監督官庁が取消権限を持つ「登録」がされる場合と異なり、業者の違反行為を理由に業務を完全に禁止することができない。 ●業務停止の理由にできるのは、カット・ピースおよび製品の取引先・象牙の入手先聴取義務および取引内容の台帳記載・保存義務に関する指示違反のみである。 そのため、ホール・タスク取引に関する違反行為（無登録譲渡、虚偽登録、登録票のみの譲渡など）を理由とした業務停止を命じることはできない。 ●業務停止の効果は、登録ホール・タスクの取引には及ばない。 そのため、停止命令を受けた届出業者はカット・ピースと製品の譲渡はできないが、ホール・タスクの譲渡は継続できるということになる。 ●届出実績をみると、製造業の届出事業者数は、2007年、2009年、2010年と、ほとんど変化はない。卸売業の届出事業者についても、2007年、2009年と、ほとんど変化はない。小売業の届出事業者は、2007年3月時点の数が10,949、2009年3月時点の数が10,383となっており、かえって減少している。その根本的な原因は、制度上の問題点にある。
<p>b) 略</p>	<p>コメントなし</p>
<p>c) 管理当局及び他の適切な機関が国内の象牙の流通を特に以下の方法で監視できるようにするための記録および検査手続を導入すること</p> <hr/> <p>i) 未加工象牙に対する強制的な取引管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国内で所持されている未加工象牙を把握するための義務的手続が存在しない。 そのため、出所不明の国内在庫が違法取引の温床となっている。 ●未加工象牙の登録制度が、大きさ・重量を問わず、すべてのカット・ピースに適用されない。 そのため、意図的にホール・タスクを分割して登録義務を回避する行為を防止できない。 ●登録申請において登録要件（条約適用前国内取得または条約適用前輸入）が備わっていることを厳格に証明する公的機関発行の書類が必須とされていない。 そのため、登録要件を欠く象牙のロングダーリングを防止することが困難である。 ●登録の際に牙の同一性を識別するためのマーキング手続が存在しない。 そのため、登録票を別の象牙のために転用する違反行為を防止することが困難である。 ●登録票の有効期間と期間更新手続が存在しない。 そのため、製造に消費してしまった象牙の登録票を別の象牙のために転用する違反行為を防止することが困難である。
<p>ii) 加工象牙に関する包括的かつ明らかに実効的な報告および法執行の仕組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●カット・ピースおよび製品の取引を記録する記載台帳情報を入力したデータ・ベース（管理者：自然環境研究センター）と、ホール・タスクの登録情報データベース（管理者：経済産業省）は 独立して運用されており、連携していない。しかも、記載台帳データベースにおいては、入力を想定した情報の大半が入力されていない。 そのため、<ul style="list-style-type: none"> ・製品から、その出所（材料）となった未加工象牙がまったく検索できない。 ・未加工象牙から、最終製品までの流通履歴がまったく検索できない。 ●製品が条約に適合する未加工象牙から製造されたことの「認定」が義務化されていない。 そのため、条約違反の象牙を出所とする製品を流通から実効的に排除することが困難である。 ●「認定」シールを（「取り付け」ずに）未認定製品とともに販売すること、「認定」シールを独立して販売することは禁止されていない。そのため、出所不明の未加工象牙から製造された製品の流通をかえって助長するおそれがある。

引用文献

- Anon. (1992), Monthly magazine “Field of *Hankos*” Aug. 1992, Tokyo Japan (in Japanese)
- Anon. (1997), Monthly magazine “Modern *Hankos*” Aug. 1997, Osaka Japan (in Japanese)
- Anon. (1998), Monthly magazine “Field of *Hankos*” Jun. 1998, Tokyo Japan (in Japanese)
- Anon. (1999) a, Monthly magazine “Modern *Hankos*” Jun. 1999, Osaka Japan (in Japanese)
- Anon. (1999) b, Monthly magazine “Modern *Hankos*” Nov. 1999, Osaka Japan (in Japanese)
- Anon. (2002), Monthly magazine “Modern *Hankos*” Jun. 2002, Osaka Japan (in Japanese)
- Anon. (2003), Monthly magazine “Modern *Hankos*” Mar. 2003, Osaka Japan (in Japanese)
- Anon. (2006), Monthly magazine “Modern *Hankos*” Nov. 2006, Osaka Japan (in Japanese)
- Anon. (2007), “I want to preserve “ivory culture” which is a Japanese tradition ”Monthly magazine “Modern *Hankos*” Nov. 2007, Osaka Japan (in Japanese)
- Anon. (2009), Monthly magazine “Modern *Hankos*” Jun. 2009, Osaka Japan (in Japanese)
- CITES Panel of Experts on the African Elephant (1997), Review of the proposals submitted by Botswana, Namibia and Zimbabwe to transfer their national populations of *Loxodonta Africana* from CITES Appendix I to Appendix II
- Douglas H. Chadwick (1992), The Fate of the Elephant, Viking, New Delhi India
- Environment Agency and Ministry of International Trade and Industry, Government of Japan (1999), Measures taken by the Government of Japan in response to the report of the Panel of Experts (Inf. SC.41.4)
- Japan General Merchandise Importers' Association (1993), Working documents for the Working Group for Reviewing Internal Trade Control of Ivory, Tokyo Japan (in Japanese)
- Japan Tiger and Elephant Fund (2011), Request of measures to the control of internal trade in ivory that should be urgently taken followed by the case of illegal ivory trading (Arrested on May 11, 2011), Tokyo Japan
- Japan Wildlife Research Center (2001), Improvement of operation on registration of international endangered species of wild fauna and flora in accordance with Article 20, Paragraph 1 of Law for Conservation of Endangered Species of wild fauna and flora, Tokyo Japan (in Japanese)
- Japan Wildlife Research Center (2007), Report of the Working Group on Review and Improvement of Control of Internal Trade in Ivory 2006, Tokyo Japan (in Japanese)
- Kagawa Prefecture Police (2011), “Exposition of the case violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora by antiquaries” dated in 6th and 20th September 2011, Takamatsu Japan (in Japanese)
- Kamiyama T. (1996), “System of sanction as a countermeasure against economic crime”, Economic Crime in Japan – The reality and legislative response, Nippon Hyoron Sha, Tokyo Japan (in Japanese)
- Kiyono H. (1997), The Ivory Trade in Japan, “Still in Business”, TRAFFIC International, Cambridge UK
- Lucy Vigne & Esmond Martin(2010), Consumer demand for ivory in Japan declines, Pachyderm No.47, IUCN/SSC African Elephant Specialist Group, Nairobi Kenya

- Martin E.B. (1985), The Japanese Ivory Industry, WWF Japan, Tokyo Japan (in Japanese)
- Milliken T. (1989), Depletion of African elephants and international ivory trade, TRAFFIC Japan
Newsletter Vol.5 No. 3/4, Tokyo Japan (in Japanese)
- Ministry of Economy, Trade and Industry (2002), Response on Sep. 13th in 2002 to the letter from Sakamoto M., Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
- Ministry of Economy, Trade and Industry (2004), Response on Nov. 30th in 2004 to the letter from Sakamoto M., Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
- Ministry of Economy, Trade and Industry (2006), Application of a database in which the information included in the ledger collected from the registered dealers dealing with ivory, Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
- Ministry of Economy, Trade and Industry (2007) a, Response on Jan. 31st in 2007 to the letter from Sakamoto M., Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
- Ministry of Economy, Trade and Industry (2007) b, Response on Mar. 23rd in 2007 to the letter from Sakamoto M., Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
- Ministry of Economy, Trade and Industry (2007) c, Response on Apr. 3rd in 2007 to the letter from Sakamoto M., Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
- Ministry of Economy, Trade and Industry (2008), International trade in ivory owned by four Southern African countries, Media release dated 11th Sep. 2008, Tokyo Japan (in Japanese)
- Ministry of Economy, Trade and Industry (2012) a, "Regarding Database on the Business of Specified International Endangered Species on Jan. 17th in 2012, Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
- Ministry of Economy, Trade and Industry (2012) b, Response on Feb. 21st in 2012 to the letter from Japan Tiger and Elephant Fund, Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
- Ministry of Economy, Trade and Industry (2012) c, Response on May 18th in 2012 to the letter from Japan Tiger and Elephant Fund, Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)
- Ministry of Economy, Trade and Industry and Ministry of Environment (2006), "Format No.3 Catalogue of serial numbers for products" of the ledger recorded by registered dealers with designated parts of international endangered species, dated March 2006, Tokyo (in Japanese)
- Ministry of Environment and Ministry of Economy, Trade and Industry (2011), Response to "Request of measures to the control of internal trade in ivory that should be urgently taken followed by the case of illegal ivory trading (Arrested on May 11, 2011)", Wildlife Division Nature Conservation Bureau Ministry of Environment and Paper Industry, Consumer & Recreational Goods Division Ministry of Economy, Trade and Industry, Tokyo Japan (in Japanese)

Ministry of Environment (2012) a, Response on Mar. 16th in 2012 to the letter from Japan Tiger and Elephant Fund, Wildlife Division Nature Conservation Bureau Ministry of Environment, Tokyo Japan (in Japanese)

Ministry of Environment (2012) b, Notification on decision to the effect of non-disclosure of the administrative documents pertaining to a disclosure request No. 120321001 (31st Mar. 2012), Minister's Secretariat General Affairs Division Information Disclosure Section Ministry of Environment, Tokyo Japan (in Japanese)

Okinawa Prefecture Police (2005), "Exposition of ivory smuggling related to Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora" dated in 17th January 2005, Naha Japan (in Japanese)

Patrick J. Fitzgerald (2012), Skokie Company Fined \$150,000 For Illegally Exporting African Elephant Ivory And Other Protected Wildlife Parts Used In Making Billiard Cue Sticks, *United States Attorney Northern District of Illinois*, U.S. Department of Justice, Chicago, Illinois US

Sakamoto M. (1999) Analysis of the amended management system of domestic ivory trade in Japan, Japan Wildlife Conservation Society, Tokyo Japan

Sakamoto M. (2000) Memo on court hearing on 11th Jul., 22nd Aug., 26th Sep., 17th Oct., 28th Nov. and 26th Dec in 2000 at Urawa District Court regarding Case of violating Customs Law (2000, RO, No.28) (in Japanese)

Sakamoto M. (2002) Black and Gray - Illegal Ivory in Japanese Market-, Japan Wildlife Conservation Society, Tokyo Japan

Sakamoto M. (2007)a, Destination Japan - An investigation into the Osaka seizure and laundering of illegal ivory exposing and closing loopholes in Japan's ivory trade controls, Japan Wildlife Conservation Society, Tokyo Japan

Sakamoto M. (2007)b, Memo on court hearing on 23rd Apr., 4th Jun., 25th Jun and 10th Jul. in 2007 at Osaka District Court regarding Case of violating Customs Law (2007,WA, No.1033) (in Japanese)

Sakamoto M. (2007) c, Memo on court hearing on 20th Sep. and 18th Oct. in 2007 at Osaka District Court regarding Case of violating Customs Law, Foreign Exchange and Foreign Trade Law and Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2007,WA, No.3443) (in Japanese)

Sakamoto M. (2008), Memo on court hearing on 18th Jan. and 6th Feb. in 2008 at Maebashi District Court regarding Case of violating Customs Law, Foreign Exchange and Foreign Trade Law and Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2007,WA, No.891) (in Japanese)

Sakamoto M. (2011) a, Memo on court hearing on 16th and 26th Aug. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.945) (in Japanese)

- Sakamoto M. (2011) b, Memo on court hearing on 9th Aug. and 5th Sep. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.1192) (in Japanese)
- Sakamoto M. (2011) c, Memo on court hearing on 15th and 20th Jul. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.947) (in Japanese)
- Sakamoto M. (2011) d, Memo on court hearing on 11th Jul. and 8th Aug. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.816) (in Japanese)
- Sakamoto M. (2011) e, Memo on court hearing on 9th and 10th Aug. in 2011 at Tokyo District Court regarding Case of violating Law for Conservation of Endangered Species of Wild Fauna and Flora (2011,WA, No.1194) (in Japanese)
- Takaichi K. (1992), Now and the future of Ivory *hankos* material, “Field of *Hankos*” Sep. 1992, Tokyo Japan (in Japanese)
- UNODC (2012) Wildlife and Forest Crime Analytic Toolkit, *Drivers and Prevention* (pp145)
Retrieved from, http://www.cites.org/eng/news/pr/2012/20120725_ICCWC_toolkit.php
- Working Group for assessing and improving control of internal ivory trade (2005) a,
“About the working group”, Document 1 of the 1st meeting of Working Group for assessing and improving control of internal trade in ivory in 17th June 2005, Tokyo Japan (in Japanese)
- Working Group for assessing and improving control of internal ivory trade (2005) b,
“Draft Action plan strengthening structure of control of internal trade in ivory for implementing Resolution Conf. 10.10 (Rev.CoP12)”, Document 3 of the 1st meeting of Working Group for assessing and improving control of internal trade in ivory in 17th June 2005, Tokyo Japan (in Japanese)
- Working Group for assessing and improving control of internal ivory trade (2005) c,
“Understanding the current situation of internal trade in ivory”, Document 5 of the 1st meeting of Working Group for assessing and improving control of internal trade in ivory in 17th June 2005, Tokyo Japan (in Japanese)
- Working Group for assessing and improving control of internal ivory trade (2005) d,
“Progress on implementation of the Action plan”, Document 1 of the 2nd meeting of Working Group for assessing and improving control of internal trade in ivory in 28th October 2005, Tokyo Japan (in Japanese)
- Working Group for assessing and improving control of internal ivory trade (2006) a,
“Analysis of the data on registered whole tusks by Japan Wildlife Research Center”, Document 5 of the 3rd meeting of Working Group for assessing and improving control of internal trade in ivory in 28th February 2006, Tokyo Japan(in Japanese)

Working Group for assessing and improving control of internal ivory trade (2006) b,
“Progress and problems of implementing Action plan”, Document of the 2nd meeting of
2006 Working Group for assessing and improving control of internal trade in ivory in 14th
July 2006, Tokyo Japan(in Japanese)

Working Group for assessing and improving control of internal ivory trade (2006) c,
“Progress of the Action plan and issues to be solved in future”, Document of the 3rd
meeting of 2006 Working Group for assessing and improving control of internal trade in
ivory in 16th November 2006, Tokyo Japan (in Japanese)